

総務教育常任委員会資料

(平成28年9月15日)

【 件 名 】

- ・ 図書館資料の収集、除籍に係る規程の見直しについて（図書館）…………… 1
- ・ 県立図書館「Library of the Year 2016」ライブラリアンシップ賞の受賞について（図書館）…………… 7
- ・ 文化財の県指定について（文化財課）…………… 8
- ・ 第8回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要について（博物館）…………… 12
- ・ 企画展「日本におけるキュビスムーピカソ・インパクト」の開催について（博物館） 40
- ・ 企画展「大^{だい}◎^{こうじんてん}荒神展」の開催について（博物館）…………… 41
- ・ 平成28年度全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会の結果について（体育保健課）…………… 42

教 育 委 員 会



図書館資料の収集、除籍に係る規程の見直しについて

平成 28 年 9 月 15 日

図 書 館

1 概要

図書館資料の収集及び除籍(廃棄)の基準を定めた規程は、直近の改定から相当年数がたち内容が古くなったこと、知る自由の保障の重視、手続きの透明化などの観点から、全般的な見直しを行った。

見直しに当たっては、図書館内に設けた検討会において数回にわたり内容協議を行い、その際全国の都道府県立図書館の同種の規程を本県と比較検討したほか、鳥取県立図書館協議会に見直し素案を提示し、意見を伺った。

2 見直しの主なポイント

鳥取県立図書館資料収集方針

○基本方針として次の3点を明記

- ① 図書館法、図書館の自由に関する宣言など図書館の運営の根本原則
- ② 課題解決支援(ビジネス、就労、くらし、健康等)、環日本海交流、学校図書館支援など、現在の図書館の重要なミッション
- ③ メディアの多様化への対応

○公文書館との連携 (←公文書館の在り方検討の動き)

○電子出版物、データベースなど電子情報の収集方針の拡充・具体化

○資料の選定・収集手続きの明確化

→特に「選定委員会」の役割、構成などを明記し、手順を厳格化

○運用で行っていた部分の明確化(児童図書、リクエスト本等)

○その他、下位規程(指針)との関係整理、用語の適正化など所要の整備

鳥取県立図書館資料除籍要領

○下位規程である除籍基準との関係を整理 → 基準は廃止し、要領に統合

○除籍対象資料の見直し

① デジタル化した資料の原資料、長期未返却、時間の経過で古くなった資料など、これまで規定のなかった除籍対象資料の区分を追加

② 旧基準の「その他館長が特に不要と認めるもの」について、表現を見直した上で要領に統合

○除籍手続きの流れを整理し明確化。特に「選定委員会」の位置付けを明記し、収集手続きとの整合を図る。

○その他、目的規定の整理など所要の整備

鳥取県立図書館資料収集方針の改正(案)について

改正後(案)	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この方針は、鳥取県立図書館(以下「<u>県立図書館</u>」という。)における図書館資料の適正かつ有効な収集を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(収集の基本方針)</p> <p>第2条 <u>県立図書館が収集する資料は、図書館法(昭和25年法律第113号)第3条第1号に規定する図書館資料とし、その種別は次条各号のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>資料収集に当たっては、図書館法、図書館の自由に関する宣言など関係の規程等を踏まえ、次の事項を基本的な方針とする。</u></p> <p>(1) <u>鳥取県文化の発展に寄与し、県民の持つ多様な要求に応えるため、その調査、研究、教養、趣味、娯楽等に必要とされる資料を、幅広く計画的に収集する。</u></p> <p>(2) <u>基本的人権のひとつである、知る自由を保障するため、あらゆる思想、信条、学説、宗派に対して、それぞれの観点に立った資料を、公平かつ幅広く収集する。従って、図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。</u></p> <p>(3) <u>個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。</u></p> <p>(4) <u>市町村図書館等に対する援助と、図書館活動推進のための資料を収集する。</u></p> <p>(5) <u>小・中・高等学校、特別支援学校図書館等に対する援助と、図書館活動推進のための資料を収集する。</u></p> <p>(6) <u>鳥取県の文化的、風土的特性に立脚した、特色ある資料の収集をすすめ、特に郷土に関する資料(以下「<u>郷土資料</u>」という。)の収集に留意する。</u></p> <p>(7) <u>本県の経済・産業・文化の発展に貢献し、県民一人ひとりの生活や仕事に役立つよう、専門学術書など地域と個人の課題解決の支援に必要な資料を積極的に収集する。</u></p> <p>(8) <u>環日本海交流をはじめとする本県の国際交流の施策に沿った資料を積極的に収集する。</u></p> <p>(9) <u>メディアの多様化に対応し、紙媒体資料や映像録音資料等と併せて、電子資料・情報の収集に努める。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この方針は、鳥取県立図書館の図書館資料(以下「<u>資料</u>」という。)の収集にあたって、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(収集の基本方針)</p> <p>第2条</p> <p>鳥取県文化の発展に寄与し、県民の持つ多様な要求に応えるため、その調査、研究、教養、趣味、娯楽等に必要とされる資料を、幅広く計画的に収集する。</p> <p>2 基本的人権のひとつである、知る自由を保障するため、あらゆる思想、信条、学説、宗派に対して、それぞれの観点に立った資料を、公平かつ幅広く収集する。従って、図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。</p> <p>3 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。</p> <p>4 市町村図書館等に対する援助と、図書館活動推進のための資料を収集する。</p> <p>5 高等学校図書館、盲・聾・養護学校図書館等に対する援助と、図書館活動推進のための資料を収集する。</p> <p>6 鳥取県の文化的、風土的特性に立脚した、特色ある資料の収集をすすめ、特に郷土資料の収集に留意する。</p>
<p>(種類別収集方針)</p> <p>第3条 <u>資料の収集は、前条の基本方針を踏まえ、次の各号に掲げる種類ごとに、当該各号に定める収集方針に沿って行うものとする。</u></p> <p>(1) 図書</p> <p>ア 図書は、基本的資料を中心として、各分野にわたり幅広く収集する。さらに、必要に応じて高度で、専門的な資料についても収集する。</p> <p>イ 外国語図書は、基本的資料及び外国語で書かれた日本に関する資料を幅広く収集する。</p> <p>(2) 逐次刊行物</p> <p>ア 新聞は、代表的一般紙のほか、地元紙及び各種の代表的専門紙を収集する。縮刷版及びマイクロフィルム版についても、必要に応じて収集する。外国語新聞については、信頼性があり、定評のあるものを収集する。</p> <p>イ 雑誌は、各分野における主要なもの、調査研究に必要なもの、時宜にかなない利用度の高いもの及び地元発行のものを収集する。外国語雑誌は、国際的に定評があり、日本との関係が深いものを収集する。</p> <p>ウ その他の逐次刊行物は、必要に応じて収集する。</p>	<p>(種類別収集方針)</p> <p>第3条 収集する資料は、図書、逐次刊行物、電子情報、映像録音資料及びその他の資料とし、種類別収集方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書</p> <p>ア 図書は、基本的資料を中心として、各分野にわたり幅広く収集する。さらに、必要に応じて高度で、専門的な資料についても収集する。</p> <p>イ 外国語図書は、基本的資料及び外国語で書かれた日本に関する資料を幅広く収集する。</p> <p>(2) 逐次刊行物</p> <p>ア 新聞は、代表的一般紙のほか、地元紙及び各種の代表的専門紙を収集する。縮刷版及びマイクロフィルム版についても、必要に応じて収集する。外国語新聞については、信頼性があり、定評のあるものを収集する。</p> <p>イ 雑誌は、各分野における主要なもの、調査研究に必要なもの、時宜にかなない利用度の高いもの及び地元発行のものを収集する。外国語雑誌は、国際的に定評があり、日本との関係が深いものを収集する。</p> <p>ウ その他の逐次刊行物は、必要に応じて収集する。</p>

(3) 電子資料

- ア 電子情報は、鳥取県関係の情報を中心に、収集・保存する。
- イ 電子出版物（CD-ROM、DVD-ROM等）は、通常の印刷物より利便性が高く、調査研究に役立つものを収集する。
- ウ ネットワーク系資料（オンラインデータベース）は、調査研究及びレファレンスに有用なものを厳選し、環境を整備する。

(4) 映像録音資料

- ア カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオディスク、映画フィルム、スライドフィルムなどの資料は、教育的、記録的、文化的価値を勘案し、厳選して収集する。
- イ 具体的な収集については、別に指針を定める。

(5) その他の資料

地図、パンフレット、マイクロフィルム等を、必要に応じて収集する。

(目的別収集方針)

第4条 目的別の資料収集方針は、次のとおりとする。

(1) 参考図書

県民が調査研究を行うために必要な、辞書、事典、便覧、統計、年鑑等を、各分野にわたり、系統的に収集する。

(2) 郷土資料

ア 鳥取県の歴史、風土、政治、社会、文化等に関する郷土資料は、図書を中心とし、古文書・記録、映像録音資料も含めて積極的に収集する。

イ 県内各地域で発行される雑誌、新聞、各種団体等の機関誌、記念誌などは継続的に収集する。

ウ 鳥取県人の著作、各種関係資料などは、網羅的に収集する。

エ 鳥取県、各行政委員会及び県議会が作成し、発行する資料は、網羅的に収集する。この場合において、類縁機関、特に県立公文書館との連携に努める。

オ 県内市町村の発行する資料については、基本的な資料を継続的に収集する。

(3) 市町村図書館・学校図書館等貸出用協力図書

市町村図書館及び学校図書館等の実態を考慮し、多様な資料要求に応ずるよう努める。

(4) 児童図書

子どもが豊かな人間性を養うことのできる資料を収集する。各分野の評価の定まった資料は、系統的に収集し、十分な複本を揃える。また、児童図書及び児童文化を研究するための資料の収集に努め、特に新刊児童図書は、選定見本として、積極的に購入する。

(5) 障がい者・高齢者用資料

点字図書、録音図書、大活字本等を必要とする障がい者・高齢者のために、その収集に努める。また、障がい者・高齢者を理解するための資料を収集する。

(6) 環日本海関係資料

ア 鳥取県と交流を行っている環日本海諸国（韓国・中国・ロシア）に関する資料及び各言語で書かれた資料を収集する。

イ 具体的な収集については、別に指針を定める。

(7) 特色ある資料

鳥取県の地域的、伝統的特性を生かし、もって現代社会の当面する課題に対応するため、次の資料は積極的に収集し、その充実を図る。

- ・野鳥に関する資料
- ・紙に関する資料

これらについては、単に関連図書のみでなく、代表的逐次刊行物、映像録音資料も収集する。

(資料収集における留意事項)

第5条 資料の収集に当たっては、次のことに留意する。

(3) 電子情報

鳥取県関係の情報を中心に、収集・保存する。

(4) 映像録音資料

カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオディスク、映画フィルム、スライドフィルムなどの資料は、教育的、記録的、文化的価値を勘案し、厳選して収集する。別に指針を定める。

(5) その他の資料

地図、パンフレット、マイクロフィルム等を、必要に応じて収集する。

(目的別収集方針)

第4条 目的別の資料収集方針は、次のとおりとする。

(1) 参考図書

県民が調査研究を行うために必要な、辞書、事典、便覧、統計、年鑑等を、各分野にわたり、系統的に収集する。

(2) 郷土資料

ア 鳥取県の歴史、風土、政治、社会、文化等に関する郷土資料は、図書を中心とし、古文書・記録、映像録音資料も含めて積極的に収集する。

イ 県内各地域で発行される雑誌、新聞、各種団体等の機関誌、記念誌などは継続的に収集する。

ウ 鳥取県人の著作、各種関係資料などは、網羅的に収集する。

エ 鳥取県行政各部、各種委員会及び県議会が作成し、発行する資料は、網羅的に収集する。

オ 県内市町村の発行する資料については、基本的な資料を系統的に収集する。

(3) 市町村図書館・高等学校図書館等貸出用協力図書

市町村図書館及び高等学校図書館等の実態を考慮し、多様な資料要求に応ずるよう努める。

(4) 児童図書

子どもが豊かな人間性を養うことのできる資料を収集する。各分野の評価の定まった資料は、系統的に収集し、十分な複本を揃える。また、児童図書及び児童文化を研究するための資料の収集に努める。

(5) 障害者・高齢者用資料

点字図書、録音図書、大活字本等を必要とする障害者・高齢者のために、その収集に努める。また、障害者・高齢者を理解するための資料を収集する。

(6) 環日本海関係資料

鳥取県と交流を行っている環日本海諸国（韓国・中国・ロシア）に関する資料及び各言語で書かれた資料を収集する。

別に指針を定める。

(7) 特色ある資料

鳥取県の地域的、伝統的特性を生かし、もって現代社会の当面する課題に対応するため、次の資料は積極的に収集し、その充実を図る。

- ・野鳥に関する資料
- ・紙に関する資料

これらについては、単に関連図書のみでなく、代表的逐次刊行物、映像録音資料も収集する。

(資料収集における留意事項)

第5条 資料の収集に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 客観的に公正な立場で選定する。
- (2) 新刊情報誌、カタログ等各種の出版情報、書店等からの現物見計らい、利用者等からのリクエストなどを、広く活用する。また、全国各地のすぐれた地方出版物について、必要な情報を得るよう努力し、収集に努める。
- (3) 現代社会の当面する諸問題に、常に関心を持ち、新しく展開している主題の資料は、時期を逸することなく、積極的に収集する。
- (4) 同和問題をはじめとする人権問題に関する資料は、積極的に収集するものとし、別に指針を定める。
- (5) 寄贈による以外、入手が困難な資料については、発行者等に積極的に働きかけて収集を図る。
- (6) 郷土資料、基本的な児童図書は、原則として複本を収集する。その他の利用頻度の高い資料も、必要に応じて、複本の収集を考慮する。
- (7) 常に新鮮で、利用者の期待に応え得る資料を維持し、充実させるため、資料の更新を適切に行う。
- (8) 郷土資料の収集及び保存、利用については、他の図書館及び博物館、公文書館、教育センター等の類縁機関と常に協力する。
- (9) 一部の専門家に向けて書かれた特殊な主題に関する資料は、慎重に選定する。
- (10) 次のものは、原則として収集の対象としない。
ア 学習参考書、受験参考書及び問題集
イ その他、県立図書館資料として不適当なもの。
- (11) 資料の収集は、新刊書を中心に行うが、必要に応じて、古書の収集も行う。
- (12) 幅広い収集を図るため、類縁機関等から専門書の収集に関して助言を受けるとともに、県民の要求に積極的に応える。

(資料の選定と収集)

第6条 資料の選定は、選定委員会において行う。リクエスト本についても、同様とする。

2 選定委員会は、館長、副館長、各課・係長及び環日本海交流室長で構成し、委員長は館長とする。館長が不在のときは、副館長が委員長の職務を代行する。

3 選定委員会の会議は、原則として週1回開催するものとし、資料課が運営する。

4 資料選定の精度を高めるため、選定リスト及び見計らい図書を、予め各職員でよく検討し、その予備選定に基づいて会議で協議を行い決定する。

5 寄贈資料についても、この方針に基づいて、受入を決定する。

(その他)

第7条 この方針に定めるもののほか、その運用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この方針は、平成 4年4月 1日から施行する。
この方針は、平成17年4月24日から施行する。
この方針は、平成28年 月 日から施行する。

- (1) 客観的に公正な立場で選定する。
- (2) 各種の出版情報を、広く活用する。また、全国各地のすぐれた地方出版物について、必要な情報を得るよう努力し、収集に努める。
- (3) 現代社会の当面する諸問題に、常に関心を持ち、新しく展開している主題の資料は、時期を逸することなく、積極的に収集する。
- (4) 人権の確立のための資料、特に同和問題の資料は、積極的に収集する。
- (5) 寄贈による以外、入手が困難な資料については、発行者等に積極的に働きかけて収集を図る。
- (6) 郷土資料、基本的な児童図書は、原則として複本を収集する。その他の利用頻度の高い資料も、必要に応じて、複本の収集を考慮する。
- (7) 常に新鮮で、利用者の期待に応え得る資料を維持し、充実させるため、資料の更新を適切に行う。
- (8) 郷土資料の収集及び保存、利用については、他の図書館及び博物館、公文書館、教育センター等の類縁機関と常に協力する。
- (9) 一部の専門家に向けて書かれた特殊な主題に関する資料は、慎重に選定する。
- (10) 次のものは、原則として収集の対象としない。
ア 学習参考書、受験参考書及び問題集。
イ その他、県立図書館資料として不適当なもの。

(資料の選定と収集)

第6条 資料の選定は、館員をもって構成する選定委員会において、収集方針に基づいて行う。

2 選定会議は、原則として週1回開催する。

3 選定リスト及び見計らい図書を、予め各職員でよく検討し、会議において決定する。

4 資料の収集は、新刊書を中心に行うが、必要に応じて、古書の収集も行う。

5 寄贈資料についても、収集方針に基づいて、受入を決定する。

6 幅広い収集を図るため、類縁機関等から専門書の収集に関して助言を受けるとともに、県民の要求に積極的に応える。

(細部規定)

第7条 この方針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則 この方針は、平成 4年4月 1日から施行する。
この方針は、平成17年4月24日から施行する。

鳥取県立図書館資料除籍要領の改正(案)について

改正後(案)	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、<u>県民に適切な情報を提供するとともに、書庫を含めた図書館資料の適切な管理を図るため、その除籍に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(図書館資料の範囲)</p> <p>第2条 この要領に定める<u>図書館資料の範囲は、鳥取県立図書館資料収集方針(以下「方針」という。)第2条第1項に規定するとおりとする。</u></p> <p>(除籍対象資料)</p> <p>第3条 <u>図書館資料が次の各号のいずれかに該当する場合は、除籍対象とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 亡失資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 蔵書点検により所在不明が明らかとなり、1か月調査してなお所在が確認できないもの。 (2) 貸出資料のうち、利用者が行方不明又は連絡不通となった日以降最初の蔵書点検の終了日までに連絡先の把握ができなかったもの及び災害その他やむを得ない理由により回収不能となったもの。 (3) <u>貸出資料のうち、利用者が亡失し回収不能となったもの。</u> 2 汚損、破損資料 <p>汚損、破損が著しいもので、<u>補修不能又は補修価値がないもの。</u></p> 3 不要資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 複本があり保存の必要がないもの。 (2) 逐次刊行物で、保存年限を経過したもの。 (3) <u>既存資料のマイクロフィルム化、デジタル化等により、保存形態の変更を行い、原資料の保存を必要としなくなったもの。</u> 4 保管換資料 <p>県の他の機関に保管換えを行うもの。</p> 5 数量更正資料 <p>分割又は併合等により数量の更正を行うもの。</p> 6 <u>長期未返却</u> <p>貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず回収不能となったもの。</p> 7 <u>次に掲げる資料で、方針第6条の選定委員会において保存の必要がないと認められたもの</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>同じタイトルで版を重ね出版年が古いもの。</u> (2) <u>同様の内容を取り扱ったもの。</u> (3) <u>科学技術の進歩等により内容が陳腐化したもの。</u> (4) <u>都道府県公共団体以外の団体・機関の出版物</u> (5) <u>内容が中四国近畿以外の地域のもの。</u> (6) <u>時間の経過により内容が古くなり、利用価値・資料的価値がなくなったもの。</u> 8 <u>前各号に掲げるもの以外で館長が特に保存の必要がないと認めるもの。</u> 	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、鳥取県立図書館の図書館資料(以下「資料」という。)の除籍にあたって、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(資料の範囲)</p> <p>第2条 この要領に定める資料の範囲は、鳥取県立図書館資料収集方針第3条に規定する<u>図書館資料とする。</u></p> <p>(除籍対象資料)</p> <p>第3条 <u>除籍対象資料は、次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 亡失資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 蔵書点検により所在不明が明らかとなり、1か月調査してなお所在が確認できないもの。 (2) 貸出資料のうち、利用者が行方不明又は連絡不通となった日以降最初の蔵書点検の終了日までに連絡先の把握ができなかったもの及び災害その他やむを得ない理由により回収不能となったもの。 2 汚損、破損資料 <p>汚損、破損が著しいもので、<u>代替資料があり、保存価値がないもの。</u></p> 3 不要資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 複本があり保存の必要がないと認められるもの。 (2) <u>新聞、雑誌で、保存年限を経過したもの。</u> 4 保管換資料 <p>県の他の機関に保管換えを行なうもの。</p> 5 数量更正資料 <p>分割又は併合等により数量の更正を行なうもの。</p> <p>(←(1)～(5)は旧鳥取県図書館資料除籍基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 <u>その他館長が特に不要と認めるもの。</u>
<p>(除籍手続き)</p> <p>第4条 除籍対象資料は、<u>方針第6条に定める選定委員会において審査し、館長が除籍を決定する。その際は、資料の重要性和国立国会図書館をはじめとする他館所蔵について考慮するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 <u>前項の規定により除籍することが決定した資料の除籍</u> 	<p>(除籍資料の選択方法)</p> <p>第4条 除籍資料の選択は、<u>鳥取県立図書館資料収集方針第6条に定める選定委員会において行なう。</u></p> <p>(除籍手続)</p> <p>第5条 除籍手続きは、鳥取県物品事務取扱規則(昭和39</p>

手続きは、鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年3月鳥取県規則第12号）に定めるところにより行わなければならない。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、除籍に関し必要な事項については、別に館長が定める。

附 則

この要領は、平成8年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年 月 日から施行する。
- 2 鳥取県立図書館所蔵資料除籍基準は、廃止する。

年3月鳥取県規則第12号）に定めるところにより行わなければならない。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成8年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月27日から施行する。

県立図書館「Library of the Year 2016」ライブラリアンシップ賞の受賞について

平成28年9月15日

図 書 館

鳥取県立図書館と県内図書館ネットワークが、『LoY2016ライブラリアンシップ賞』を受賞しました。鳥取県立図書館は2006年の第1回『Library of the Year』の受賞館であり、今回の受賞は10年ぶりの快挙です。なお、国内の図書館で2度受賞した例はありません。

1 受賞テーマ：『READ&LEAD 地域の活性化と住民の幸せに貢献する鳥取県立図書館と県内図書館ネットワーク ―地域に役に立つ図書館―』

受賞理由：県内および全国の図書館と密なネットワークを構築し、知のインフラを体現した点を評価。

推薦詳細：鳥取県立図書館は、ビジネス支援サービスや県内公共図書館・学校図書館との連携ネットワークの構築による社会全体の知的基盤整備に努め、「地域の役に立つ図書館」というこれからの図書館像を確立し、リードしてきた。これからの図書館のあり方に対する、10年間にわたる課題提起および貢献を特に評価した。[\(http://www.library.pref.tottori.jp/\)](http://www.library.pref.tottori.jp/)

2 Library of the Year (略称:LoY) とは

これからの図書館のあり方を示唆するような先進的な活動を行っている機関に対して、NPO法人 知的資源イニシアティブ(IRI)が毎年授与する賞。2006年より毎年、図書館総合展のフォーラムとして開催。2006年、第1回の最優秀賞の受賞館は『鳥取県立図書館』。

3 LoY2016ライブラリアンシップ賞とは

長年にわたって地域住民や図書館員が協同し、さまざまな図書館活動を継続的に行った図書館等を称えるため、今年度創設した賞。ここで言うライブラリアンとは、図書館員グループおよび地域住民の総体を示している。長期にわたって日本を代表する優れた図書館サービスを、館種を超えた図書館や地域住民と共に行ってきたことを評価するもの。

4 NPO法人IRI知的資源イニシアティブとは

図書、雑誌、辞典類、データベース、インターネット情報源などの知的情報資源を効果的に収集し、蓄積し、利用する環境の整備・充実し、これらが効果的に活用される社会を実現するため、個人・団体・機関が交流する目的で会合や研究会などを開催し、知的情報資源の収集・蓄積・利用に関する研究を行い、それらに関する啓蒙や提言の公表をホームページやパンフレットの作成・配布などを通じて行うことを目的としている団体。

5 授賞式日時・場所

日時：平成28年11月9日(水) 午後3時30分～5時

場所：パシフィコ横浜(横浜市西区みなとみらい1-1-1)

主催：NPO法人IRI知的資源イニシアティブ

※ なお、平成28年11月18日(金) 午後5時から鳥取県立図書館において報告会を行う。

文化財の県指定について

平成28年9月15日
文化財課

鳥取県文化財保護審議会において、下記の文化財および者を鳥取県無形文化財に指定および保持者認定、鳥取県指定無形文化財の保持者に追加認定するよう答申があり、平成28年9月6日に開催された9月定例教育委員会において鳥取県無形文化財に指定および保持者認定、鳥取県指定無形文化財の保持者に追加認定することが決定されました。

記

【鳥取県無形文化財の指定および保持者の認定】

無形文化財の名称	無形文化財の保持者	
	氏名	住所
しつぽう 七宝	はしづめ みねこ 橋詰 峯子	鳥取市

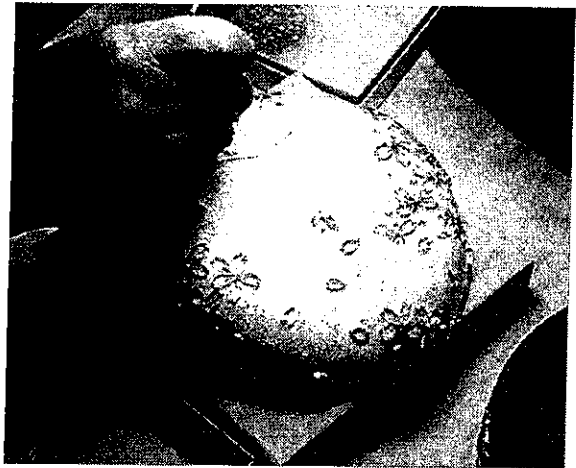
＜指定理由＞

七宝とは、銅や銀など金属の下地にくぼみをつくり、そこに金属の酸化物を着色剤とした透明または不透明の釉薬^{ゆうやく}を埋め、それを焼き付けて花や鳥などさまざまな模様を表現してつくられるものである。模様を描き出すにはリボン状の薄い金属線で模様をつける有線、七宝釉の間に金属線の仕切りをつけない無線、胎を鑄造や彫るなどにより凹ませた部分に七宝を施す象嵌七宝^{ぞうがんしつぽう}などいくつかの技術がある。

七宝は紀元前の中近東で技法が生まれ、シルクロードを通して、中国に伝わり、さらに日本にも伝わったというのが通説で、日本最古のものは奈良県明日香村^{けんごしづか}の牽牛子塚古墳より出土した「七宝亀甲形座金具」であり、奈良時代には正倉院宝物の「黄金瑠璃鈿背十二稜^{じゅうにりょう}」、平安時代には平等院鳳凰堂の扉の七宝鑲^{しつぽうかん}が知られる。

橋詰峯子氏は学生時代、京都で見た有線七宝に憧れ、鳥取に戻ったのち七宝を学びだした。当初、平面的な作品の制作をしていたが独立し、蓋物を中心とした立体的な有線七宝を現在まで続け、植物の図柄を中心とした絵画性の強い作品を主体とする。透明性の高い釉薬は、下地に貼った銀箔の効果を引き出すものであり、繊細に貼られた銀線から生み出される写実的なデザインとともに高い芸術性を有する。

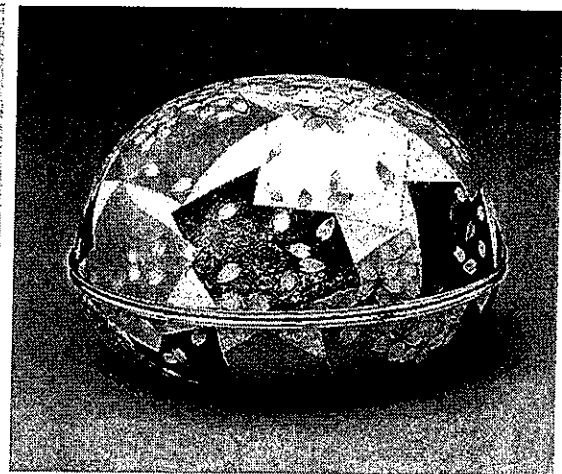
橋詰峯子氏の作品は1997年の第30回日本七宝作家協会記念展協会賞受賞を皮切りに、各展覧会において受賞・入選をし、2009年には日本工芸会正会員に認定された。とくに近年は、第25回伝統工芸諸工芸部会展（2015年）で文部科学大臣賞、第54回（2011年）および第59回日本伝統工芸中国支部展（2016年）で鳥取県知事賞を受賞するなど高く評価されており、鳥取県を代表する七宝作家である。



制作風景



「昔物語（雅）」2010年
第54回鳥取県美術展覧会・県展賞



「風香る」2015年
第25回日本伝統工芸展諸工芸部会展
文部科学大臣賞

【鳥取県指定無形文化財の保持者追加認定】

無形文化財の名称	無形文化財の保持者	
	氏名	住所
もっこうげい 木工芸	ふくだ やたか 福田 豊	倉吉市

＜指定理由＞

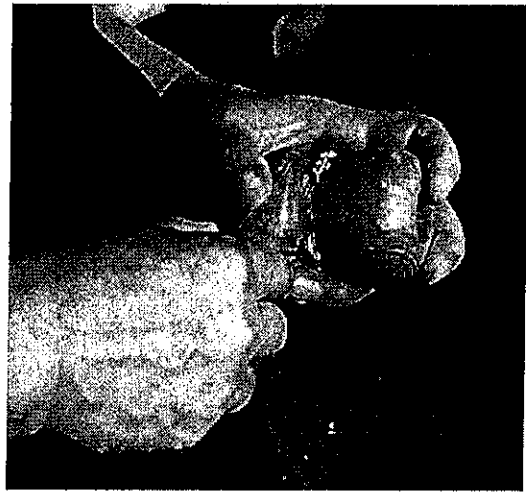
木工芸とは木材を用いて工芸的に加工する技法、またはその製品のことで、主として器具・道具類を加工する技術をさす。器物を成形する方法によって、刀や鑿のみを用いて削るくりもの ろくろ、輪、盆、鉢などの丸物を成形する挽物ひきもの、板物ともいい板材を組み立てて成形する指物、檜や杉の薄板を曲げ、円形や楕円形の胴部に底板まげものをつける曲物に大別される。

鳥取県では豊かな木材資源をもとに、県内各地で削物、挽物、指物それぞれに活発な制作活動が行われてきた。昭和初期から戦後にかけてイギリス家具や朝鮮工芸品の様式を、時代の生活に合わせた形へと変化させた独特のスタイルの木工芸制作が、鳥取の民芸運動を主導した吉田璋也によって行われた。県内ではすでに保持者として挽物（木地ロク

ロ) の高度な技術を体得した者として、茗荷定治氏(若桜町)が認定されている。

先代福田^{あきら} 祥氏が吉田璋也に指導を受け、吉田璋也が作り出した家具や調度品のなどの木工品デザインを、様々な技術的工夫をこなして制作し、独特の吉田様式木工を作り出した。福田 豊氏はそれを見事に継承し、さらに一層の技術的工夫を加え、吉田様式木工を現在に伝承している。

福田 豊氏は、吉田璋也のデザインによる製品づくりのため専用の道具や、電気スタンドの各部材の形を決めるために10数種類の型をつくるなど、技術と工夫を凝らす。高度な刳物、指物技術とともに、現在では唯一、吉田様式木工を受け継ぐ唯一の制作者であり、鳥取を代表する木工芸制作者である。



制作風景



作品

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数

() は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	県指定文化財	273 (2)	国指定文化財	119
	保護文化財	136	国宝・重要文化財	56
	絵画	20	絵画	3
	古文書	9	古文書	0
	彫刻	41	彫刻	18
	工芸品	15	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	22	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	22	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	31
	名勝	9	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	55	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	3	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	41	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	8 (2)	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
	県選択	3	国選択	9
	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財	3	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財	9

第8回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会等の概要について

平成28年9月15日
博 物 館

美術館整備に係る基本構想案について審議するため、第8回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会を開催しましたので、その概要について下記のとおり報告します。

- 1 日 時 平成28年8月30日(火)午後1時30分から午後4時まで
- 2 場 所 鳥取県立博物館 会議室
- 3 議 題 委員会の運営、特色づくり、建築費の見直しについて
- 4 主な意見

【特色づくりについて】

- ・博物館条例で「文化の発展に寄与する」とあるほどなので、文化の発展・創造についても必要な機能の柱として追加すべき。
- ・その趣旨は必要性の所でもかなり記述してある。文化の発展に寄与するのは美術館の基本であり、活動全般に通じること。個別に特記する必要はない。
- ⇒機能に柱立てしても具体的なハードやソフトの対応が付いてこないの、そこまではしない方が良くと思うが、基本的な事なので、そうした趣旨・表現を随所に追加したい。
- ・美術館で経済的に街が潤うとか活性化するということもあるが、一番大事なものは「心」。心を育む、心を支えるとか、ストレスオフ、豊かな気持ちになれるというのが特色になる。
- ・自分は失恋した時など美術館に行って気持ちが晴れる感覚があった。美術館が映画館のような中高生のデート場所になればと思う。
- ・子どもの教育に力点を置くべき。地域に根差し地域と繋がって運営される施設であるべき。そんな意味で「県民立」の「できてから自分たちが育てる」美術館たることを強調したい。
- ・子ども達が自分でも種を蒔き自分の心を育てる畑となる美術館。「新しい過去、懐かしい未来」を探しに行くような柔らかな理念で表される「時空」。
- ・アートで自分の地域を良くしたいと頑張る県民の気持ちを後押しする美術館であるべき。
- ・県民が人間性を育み新たな文化を創造できるよう、様々な文化活動を展開することのできる、収集展示だけに偏らない多様性のある空間とすべき。色々な人と出会い、コミュニケーションを誘発する「広場」。
- ・芸術を「与える」のではなく、県民が「私の美術館」として見ることができ、美術が好きでない人も美術を好きになるような美術館になればいい。
- ⇒これらの意見を整理してコンセプトに盛り込む。
- ・(近世以前の美術作品は美術品として美術館が保管すべきか、歴史資料として博物館に残すべきかということについては、美術館で保管することとしている近世絵画だけでなく) 仏教美術等も美術館で保管する方が良く。近現代の彫刻作品と中世の仏像とを並べるのは普通なら違和感があるかもしれないが、新しい展示の可能性を試みるとか、資料の価値を的確に評価するという面で、そう思う。
- ・そういったことは、専門人材の配置状況や施設の保管環境から考えるべきこと。
- ⇒(仏教美術等も含め、基本的には全てを美術館で保管する方向で考えたい。)

【建築費等の見直しについて】

- ・鳥取市は県立美術館内に市費でギャラリーを合築整備されるようだが、候補地選定に当たり、その点は評価すべき点ということになるのか？
- ⇒「できるだけ安価で建設可能」という条件がある以上、当然その点は評価されるべき。例えば鳥取市役所跡地については、土壌のヒ素処理に費用がかかるというデメリットもある。推薦に当たってそうしたデメリットも提示されマイナス評価されている以上、メリットになる提案も公平にプラス評価すべきと思う。候補地の絞り込みについて検討される際には、こうした点を取りまとめた資料を提示させていただく。
- ・建築費の圧縮案について、本委員会としては何を承認したのか説明すべき。美術館に必要な機能を積み上げて施設規模が算定されており、当初はそれを本委員会で承認し（、その結果、建築費は自動的に算定され）ている。議会等でトータルの建築費総額の圧縮が求められているのなら、（規模を減らさなくても）PFIを採用することでも削減は可能。それらが一緒くたに提示されているのに違和感がある。
 - ・我々は、基本的には当初案が望ましいと考えており、圧縮の仕方については各委員で色々意見もある。圧縮案について、委員会としてはどこまで検討・判断すべきなのか。
 - ・議論も不十分なままで、委員会としてこの案が良いとは言えない。
- ⇒皆さんが必要な機能を十分備えた施設とするためには当初案による整備が望ましいと考えられていることは承知しているが、県議会の財政面への懸念は、PFIによる費用削減の可能性を含めて説明しても尚強かったため、この程度までなら圧縮しても必要な機能が大きく損なわれることはない、本委員会としても判断できる圧縮案をまとめていただきたいと考えて、前回圧縮案を提示させていただいた。
- 前はそれについて色々と意見をいただき、結果として内訳なしの2割削減ということになったと思うが、やはりそれでは説得力に欠けるので、今回改めて圧縮案の見直し案を提示させていただいた。しかし、本日は時間がなくなってこれ以上議論することはできないので、この後皆さんに検討していただく予定だった県民意識調査の調査票の案も含めて、後日改めて委員会を開催し、検討していただくこととしたい。

（傍聴者との意見交換）

- ・県民ギャラリーについて、鳥取市は実質的には市民ギャラリーとなるので市費で県立美術館内に合築整備するということのようなようだが、そもそも、そのような利用の仕方にならざるを得ない所に県民ギャラリーを整備するは変。全県民が利用できる所に整備すべき。
- ⇒県内のどの地域にも、そこに直ぐには行けない県内の他の地域というのは存在するので、当然程度の差はあるが、県民ギャラリーが実質的に市町村民ギャラリーになりかねないという問題が全くない地域はないと考えている。

5 今後の対応

- ・本日の「特色づくり」に関する意見を整理して、基本構想のコンセプトに盛り込み、次回の委員会（最終委員会（11月上旬）の前に開催。9月中旬～10月上旬で調整）で確認していただく。
- ・その際には、今回検討できなかった施設規模等の圧縮案の見直し案、県民意識調査票の案についても検討していただく。
- ・その後、県民意識調査を行った上で、候補地の絞り込みと基本構想の最終取りまとめを行う委員会を開催する。

第8回美術館整備基本構想検討委員会資料 抜粋

これまでの検討内容の整理

平成28年 月

鳥取県美術館整備基本構想検討委員会

第2章 基本的な考え方

1 美術館の必要性

我が国が人口減少時代へ移行する中であって、地方は、少子・高齢化の進展に伴う人口や活力の減少に悩まされ続けている。そうした状況に対し最近では、各地域に固有の自然風土や歴史文化を再評価し、独自の貴重なものとして内外に発信して地域再生に成功する事例が増えてきている。

これは、それらが地域社会のあり様を規定しつつ住民の心のより所となつて、そのアイデンティティと密接に結び付いているからである。単純な右肩上がり成長の時代が終わり、価値観の変化・多様化が進む中で地域を再生し持続的に発展させていくためには、その中核として、これら地域の個性の源を維持・強化することが重要になる。

それにもかかわらず鳥取県の自然、歴史、文化の精華を蓄積・伝播する基幹施設たる県博は、県民の宝とも言うべき保存資料を次世代に引き継ぐことさえ困難になっている。この状況を抜本的に改善する最良の方策が、前記のとおり新たに美術館を整備し、現施設を自然・歴史博物館に改修することである以上、その推進は急務である。

そうした状況を踏まえれば、前章の2で述べたような方向を目指しつつ、次のとおり、鳥取県の美術遺産をきちんと次代に引き継ぐ一方で、県民が内外の優れた美術に触れる機会を増やして県外との交流を広げ、県民の文化的創造性と鳥取県の文化的な魅力を向上させる、人口減少時代における鳥取県創生の拠点として、県立美術館を早急に整備する必要がある。

(1) 鳥取県の美術の継承と発信

文化の精華である美術作品は、それが創作された場所と時代の、文化はもちろん自然や歴史、伝統、風俗等を色濃く反映し、今に伝える歴史遺産でもある。鳥取県に関わるこうした遺産を次代に確実に引き継いでいくことは、県民の義務であると同時に、前述のとおり県下各地域を再生・発展させていく上でも極めて重要である。鳥取県にゆかりのある美術の蓄積・継承を推進することより、鳥取県のアイデンティティを確立し、地域の個性を内外に発信していかなければならない。

そのようにして鳥取県の創生を図っていくためには、県下各地域で行われる同旨の取組と連携し、一緒になって芸術文化を振興していく必要がある。県内には、最早個々の市町村や地域社会では支えきれないほど深刻な文化状況にある地域もある。これらを広域的に補完し再生・発展させていくことは、鳥取県の文化基盤を強化し、文化的魅力を高める上で非常に重要であり、その中核となる県立美術館は欠かせない社会インフラの一つである。

(2) 内外の美術との接触と交流

ただ、そのようにして過去の文化遺産を維持・発展させていくだけでは、グローバル化が進み、様々な価値観がせめぎ合う情報社会の中で、地域の文化的魅力を高めるには不十分である。多彩な文化、優れた美術に触れることで、その素晴らしさを理解し受容する広い視野や柔軟な精神、新たな文化を創造し得る豊かな心を県民

が培い、社会の文化的感性を向上させることができるようにしなければならない。

県民に、国内外の多彩な美術に触れる機会を提供し、それを生み出した様々な人や地域との交流を通じて、未来へと繋がる新たな創造を促す拠点を早急に整備する必要がある。これを核として、多様な文化があふれ心豊かに暮らせる地域を創り上げ、鳥取県の創生を図っていくのである。

(3) 県民の創造性と鳥取県の魅力の向上

美術作品は、それを創作した者にとっては自らの創造力の発露であるが、鑑賞する者に対しても、感動を与えて精神を活性化し、新しいものを創り出させる力を持っている。これまで脈々と培われてきたそうした力を次代に伝え、未来を拓く新たな力へと昇華させて、県民の文化的創造性を高めていかなければならない。

そのためには、より多くの人々に文化の精華たる美術をもっと気楽に楽しんでもらえる場が必要であり、特に、次代を担う子どもたちが本物の美術と出会い、魂を揺さぶられて創造力を育むことができる空間は、是が非でも確保すべきである。

そこで幼い頃から美術に親しみ、高い芸術的感性を培った人々は、将来にわたって鳥取県の美術文化を支え、魅力を高めるのに貢献する人材へと成長していく。そんな風にして県民と協働し、県民に自分達の施設として支えて貰えるような美術館を、鳥取県は創り上げていかなければならない。

2 新しい美術館の目的

そうした認識に基づき、新たに整備される美術館を「人口減少時代における鳥取県創生の拠点」とするためには、次のような目的意識をもって、これを整備・運営していく必要がある。

- (1) 鳥取県にゆかりのある美術の蓄積・継承に努めるとともに、国内外の優れた美術を鑑賞・学習する機会を提供する。
- (2) 県民に、鳥取県の文化的個性を確認しつつ、多彩で良質な美術に親しんでもらうことにより、文化的な独創性・創造性を育む。
- (3) 鳥取県の文化的な個性や魅力を高め、様々な芸術、文化があふれ心豊かに暮らせる地域を創り上げる。
- (4) 美術を介して県内外の多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

3 新しい美術館の在り方(イメージ)

そのような目的の下に整備・運営される美術館の在り方は、イメージとしては次のようなものとなる。

- (1) 鳥取県立博物館の美術部門の活動や成果を引き継ぎ、美術に関する収集保管、展示、調査研究、教育普及など美術館としての基本的な活動を県民ニーズに即した形で展開することで、県民が美術の素晴らしさを体感することができる社会教育施設。
- (2) 大人だけでなくお年寄りから子ども達もまで、美術の愛好者だけでなく一般の

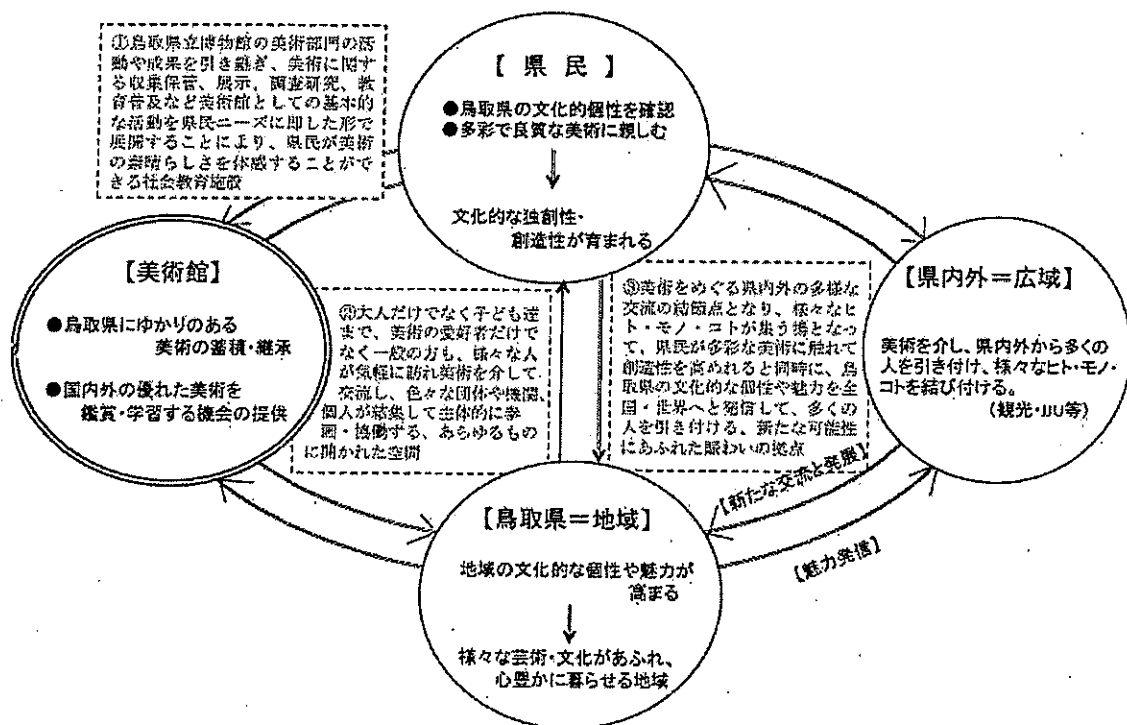
方も、様々な人々が気軽に訪れ美術を介して交流し、色々な団体や機関、個人が結集して主体的に参画・協働する、あらゆる者に開かれた空間。

- (3) 美術をめぐる県内外の多様な交流の結節点となることで、多彩な美術に触れて創造性を高める機会を県民に提供しつつ、鳥取県の文化的な個性や魅力を全国・世界へと発信して多くの人を引き付ける、新たな可能性にあふれた賑わいの拠点。



鳥取県の美術文化の発展基盤を確保しつつ、他者との対話と連携を基調として従来の空間的・人的・システムの枠組みから大胆に踏み出し、多くの県民の心へ、地域の様々な活動へ、県外との大切な交流の渦へと飛び込んで、次代に向けて新たな文化的地平を拓く美術館

【図】新しい美術館の目的と在り方



鳥取県の美術文化の発展基盤を確保しつつ、他者との対話と連携を基調として従来の空間的・人的・システムの枠組みから大胆に踏み出し、多くの県民の心へ、地域の様々な活動へ、県外との大切な交流の渦へと飛び込んで、次代に向けて新たな文化的地平を拓く美術館

第3章 必要な機能

新たに整備される美術館を、前章で整理した考え方に沿ったものとするためには、次のような機能を備えた施設とする必要がある。

1 収集保管

- (1) 鳥取県にゆかりのあるものを中心に、優れた美術作品や貴重な関係資料を、国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的に収集し、そのコレクションを継続的に充実させていくことができる機能。
- (2) 収集した美術作品等に関する情報を適切に記録・管理し、随時調査研究等に活用・提供する機能。
- (3) 収集した美術作品等を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害等に対しても安全な環境の下で適切に保存・管理し、必要に応じて修復等も行うことができる機能。

2 展示

- (1) 収集した美術作品をなるべく多く県民に鑑賞してもらうため、主要な作家や作品は常に紹介・展示することができる機能。
- (2) 県民の多様な関心や興味に応えつつ、時代の潮流や美術の動向に即して、大型作品も含め、国内外の優れた美術品を紹介するための特別展示を適切な展示環境の下で行うことができる機能。
- (3) 年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親しんでもらえるような展示を行うことができる機能。

3 調査研究

収集した美術作品とそれに関する資料についての調査研究や、美術館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行うことができる機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等することができる機能。

調査研究の成果を反映した展覧会を開催し、あるいはその成果を取りまとめた紀要を発行して、成果を県民等に還元することができる機能。

4 教育普及

- (1) 多様な県民ニーズに応えつつ、美術に関し、より個別的な学習や体験をする機会（体験講座、ワークショップ、ギャラリートーク、講演会等）を県民に提供するため、様々な手法、資料、設備等を活用することができる機能。
- (2) 年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できるプログラムを提供することができる機能。
- (3) 学芸員等を学校や公民館等に派遣し、上記のようなプログラムを児童・生徒や地域住民等に対しても実施することができる機能。

(4) 美術館から離れた地域に対しては上記のほか、貸出し等により、美術館の作品や資料に触れる機会を提供することができる機能。

5 地域・県民との連携・協働

(1) 美術に関する県民の自発的な学習を支援するため、学芸員等が専門的な指導・助言を行うとともに、必要に応じて資料や図書の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能。

(2) 県内の他の美術館や大学、企業や団体、NPOなどと協力・連携して文化的に豊かな地域づくりを進めるために、学芸員等の指導・助言、イベントの開催、その他様々な連携事業を推進することができる機能。

(3) 県民の主体的な作品制作、作品発表を支援するために、必要な展示会場を提供することができる機能。

(4) 美術館に滞在して作品を制作する県内外の作家と交流する機会を県民に提供する機能。

鳥取県博物館等地方独立行政法人制度の継続検討

平成 28 年 8 月 10 日
博物館

県内の博物館等を一括運営する地方独立行政法人の設立の可能性について、博物館等を設置運営している市町村に対し継続検討の希望について照会したところ、継続検討を希望するのは湯梨浜町と日野町の2町（3施設）のみでした。

県立博物館と上記2町の4施設を一括運営する地方独立行政法人（以下「4施設一括独法」という。）の設立の可能性について検討したところ、スケールメリットが期待できる一括独法の設立は困難であると判断されます。

従って、各市町村と県の共同検討を進めるのは当面難しいと思われれます。今後、十分なメリットが想定される状況や施設が生じた場合には、改めて個別に検討します。

検討項目	2 1 施設一括独法（H28 年 3 月）	4 施設一括独法	
財務面の検討	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 一括独法の経営企画の中核を担う組織として法人本部を置く。 総務経理系業務を本部で一括集中処理すること等により、全体で8.7人の正職員が削減 →人件費が約4千万円減少 	<ul style="list-style-type: none"> 湯梨浜町と日野町の3施設は、職員が配置されていないため、4施設一括独法の <u>法人本部業務を行う職員が単純増するだけで削減効果は発生しない。</u>（本部職員を減少しても削減は困難）
	経常費用	<ul style="list-style-type: none"> 本部での一括発注等により一律12.5%減少。 →固定費が全体で約3.2千万円削減 	<ul style="list-style-type: none"> 湯梨浜町と日野町の3施設の経常経費は非常に少ないため4施設一括独法による <u>一括発注等によるメリットは期待できない。</u>
	事業収入	<ul style="list-style-type: none"> 学芸業務の充実等に施設の魅力が向上すれば利用者が増え、収益事業収入が10%増加 →固有収益が0.5千万円増加 	<ul style="list-style-type: none"> 4施設一括独法による学芸業務の充実は困難であり、<u>利用者増加は想定できない。</u>
	設立費用	<ul style="list-style-type: none"> 独法会計電算処理システム整備等、約0.8千万円程度の費用が必要 	<ul style="list-style-type: none"> <u>施設数により変動しない費用も相当必要と考えられる。</u>
財務面以外の課題	<ul style="list-style-type: none"> 一括独法化により、利用者サービスや運営への経営的視点の導入、共同企画・広報による新規来館者の掘り起こし、他館との人事交流や合同研修によるスキルアップ等の効果が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 湯梨浜町と日野町の3施設は、職員が配置されていない。また、<u>4施設一括独法を行うだけではメリットは期待できない。</u> 	
	<ul style="list-style-type: none"> 職員の身分の問題、膨大な評価事務への対応、又、中期目標の設定等に当たり全設置団体の議会議決が必要になるなど様々な課題があり、その中には適切な対策を講じれば解決できるものもあるが、当該対策の実施が現実的には非常に困難なもの等もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の身分の問題、膨大な評価事務への対応等は施設数に関係のない課題である。 中期目標の設定等に当たり <u>全設置団体の議会議決が必要等の課題は、構成団体が3つとなり、議決が得やすい状況となる。</u> 	

施設規模・建築費の見直し

室名	当初試算	第7回委員会(6/27)見直し案		第8回委員会(8/30)見直し案	
		規模	考え方	規模	考え方
収蔵庫・収蔵庫前室	1,850	1,480	収蔵庫の部分的2層化等を想定 ・当初試算 1,850㎡×0.8	1,480	
一時保管庫					
準備室					
搬出入口・トラックヤード	300	300		300	
燻蒸室	30	30		30	
撮影室	70	70		70	
修復室	30	30		30	
計	2,280	1,910		1,910	
常設展示室	1,250	1,000	250㎡⇒200㎡×5部門	1,000	
企画展示室	1,000	1,000		1,000	
展示設備保管庫	200	200		200	
計	2,450	2,200		2,200	
研究室	40	40		40	
研究用図書室	150	150		150	
研究作業室	50	50		50	
研究資料倉庫	90	90		90	
計	330	330		330	
ホール(シアタールーム)	100	0	市町村・隣接施設との連携	100	当初試算(現施設講堂の1/2)が最低限
レクチャールーム	50	50		50	
図書・情報コーナー	100	0	市町村・隣接施設との連携	50	隣接施設との連携を含めて見直し
ワークショップルーム(一般向け創作室)	150	200	スタジオと一体化	150	
キッズルーム	100	100		100	
ボランティア室	50	50		50	
計	550	400		500	
県民ギャラリー	800	0	市町村が整備・隣接施設との連携	0	市が整備する場合
スタジオ	200	0	ワークショップルームと一体化	100	ワークショップルームと併せて当初試算の約8割相当
計	1,000	0		100	
レストラン	180	180		180	
ミュージアムショップ	30	30		30	
館長室	30	30		30	
事務室、応接室、会議室	250	250		250	
エントランス(フリースペース)、受付、監視員控室、更衣室、ロッカールーム、トイレ、倉庫 (施設全体の30%相当を想定)	3,670	2,760		2,860	
機械室、管理室 (施設全体の12%相当を想定)	1,470	1,100		1,140	
計	5,630	4,350		4,490	
合計	12,240	9,190		9,530	

建築費	86億円	65億円	67億円
	⇒ 70~100億円	⇒ 60~80億円	⇒ 60~80億円

PFI手法を導入した場合 (削減率1割・交付税措置20%)	62億円	46億円	48億円
----------------------------------	------	------	------

鳥取県立美術館の運営費の見直し

赤字が前回委員会からの変更箇所

収入

単位：千円

項目	現状 (H26)		当初の 試算額	見直し後の 試算額	試算の考え方
	県博全体	うち美術部門			
入館料収入	6,574	4,007	28,000	16,434	・入館料(企画展700円、常設展180円) ・有料入館者(企画展55%、常設展20%)
展示室使用料収入	699	699	7,000	0	
協賛金・雑入等	2,221	2,221	3,000	3,000	
一般財源	413,182	210,307	327,000	285,368	
美術品取得基金	24,172	24,172	25,000	25,000	
計	446,848	241,406	390,000	329,802	

支出

項目	現状 (H26)		当初の 試算額	見直し後の 試算額	試算の考え方
	県博全体	うち美術部門			
職員人件費	176,470	59,104	89,000	89,000	職員数 現状8名(課長1、美術担当6、総務担当1) ⇒12名(4名増:館長1、総務担当1、普及担当1、企画展担当1)
施設管理費	88,654	88,654	113,000	87,676	・現博物館運営費@9,200円/㎡×新美術館9,530㎡
企画展覧会運営費	76,094	45,676	107,000	76,126	・企画展覧会開催数 現状3回⇒5回
常設展示運営費	16,168	8,000	20,000	16,000	・現博物館展示室500㎡⇒1,000㎡
教育普及事業	7,757	3,800	21,000	21,000	・ワークショップの充実、ファミリープログラム等の新規取組及び県内在住児童の来館へのバス代助成
調査研究事業費	57,533	12,000	15,000	15,000	・美術担当(課長を含む)7名⇒9名(1.3倍)
美術品購入費	24,172	24,172	25,000	25,000	
計	446,848	241,406	390,000	329,802	

*収入、支出とも山陰海岸学習館を除く決算額である。

美術館の整備検討に関する意識調査 御協力をお願い

日頃から県政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

鳥取県では現在、県立博物館の美術部門を独立させ、新たに美術館を整備することについて検討しています。

この調査は、その美術館について県民の皆様がどのように考えておられるのか把握し、その整備に関する基本的な方向性を取りまとめた構想を作成する際に参考にさせていただくためのものです。

調査対象は住民基本台帳から無作為に抽出した県内在住の16歳以上の3,000人の方ですので、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

<御記入にあたってのお願い>

- この調査は無記名ですので、お名前を記入していただく必要はありませんが、封筒のあて名の方、御本人がお答えください。
- 一番最初に「美術館の整備を検討するに至った経緯」をお読みいただき、その後、調査票の質問に従って、当てはまる選択肢の番号を○で囲んでお答えください。また、選択肢の中の「その他等」に○をされた方は（ ）の中に具体的内容を記入してください。
- 調査の回答によって個人が特定されることや、お答えいただいた情報を調査目的以外に使用することは一切ありませんので、あなたの率直なお気持ち、お考えを御記入ください。
- 御記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、平成28年●月●●日（●）までに郵便ポストへ投函してください。（切手は不要です。）
- この調査について御不明な点などがありましたら、下記まで御連絡ください。

[問合せ先] 鳥取県立博物館 総務課美術館整備推進担当
〒680-8570 鳥取市東町二丁目124
電話：0857-26-8042 ファクシミリ：0857-26-8041
電子メール：hakubutsukan@pref.tottori.jp

平成28年〇月 鳥取県

《回答いただく前に、美術館の整備を検討するに至った経緯を説明します。》

1 県立博物館は3つの分野（美術、自然、歴史・民俗）にわたる総合博物館として開館して以来40年以上を経過し、次のような問題を抱えています。

- ① 建物本体の経年劣化による雨漏りが度々発生するとともに、電気・機械設備は耐用年数を大幅に超過しており、最早部品の交換等も容易でない状態にある。
- ② 保管資料が大幅に増加し(昭和47年当時は45千点が平成25年時点では250千点)、収蔵庫が過密状態なのはもちろん、正規の収蔵庫には収め切れなくなって、館内倉庫や通路部分も収蔵スペースに転用している。(このままでは、貴重な資料を受け入れられずに散逸させたり、温度や湿度が適切に管理できずに収蔵資料を毀損するような事態が起こりかねない。)
- ③ 県立博物館敷地内に駐車スペースが21台分しかなく、周辺の公共施設駐車場(県庁、県庁北側、法務局等)の利用も案内しているが、自家用車や観光バスで来る方には、いつも不便を忍んで貰っている。
- ④ 常設展示の内容を機動的に更新したり、体験型展示を導入したりといったことが、十分出来ない。また、展示室が限られているため、県立博物館主催の企画展で手一杯となり、県民の皆さんの作品展等は余り開催できない。

2 こうした問題点を解決するためには、収蔵庫や展示室を拡張したり、広い駐車場を確保したりといったことが必要になりますが、現在の施設は国の史跡指定地内にあり、大規模な増改築や敷地拡張は不可能で、現在の3つの分野（美術、自然、歴史・民俗）全てを現在の施設内に維持していくことはできません。

3 現施設については、改修や補強を行えば今後も博物館等として使用可能です。建物としても優れており、長年にわたり県民に親しまれてきました。また、久松山下の旧鳥取城敷地内という好立地にあるため、現施設は、今後もできる限り活用していくべきです。

4 以上のようなことを踏まえつつ、別途実施した県民アンケートの結果(※)や、3分野の中では美術分野を新たな施設に移転するのが各分野の問題解決上最も効果的であること等を勘案して、鳥取県教育委員会では、美術分野を新たに整備する施設（美術館）に移転し、現在の施設を残る2分野（自然、歴史・民俗）のための施設に改修するのが良いと考え、現在、美術館整備の基本構想について、美術館の専門家の方や利用者の立場を代表する皆さんで構成する「鳥取県美術館整備基本構想検討委員会」で検討してもらっています。

※平成27年2月に実施した「鳥取県立博物館の今後の施設整備のあり方に関するアンケート」では、50.6%の方が「美術分野のための新たな施設を整備（現在の施設は自然分野と歴史・民俗分野のための施設に改修）」と回答されています。

5 なお、美術館整備に伴う県財政への影響については、別添資料1を参照してください。

美術館の整備に関する意識調査票

問1 あなたの年齢に当てはまる番号を○で囲んでください。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 16～19歳 | 2. 20～29歳 | 3. 30～39歳 |
| 4. 40～49歳 | 5. 50～59歳 | 6. 60～69歳 |
| 7. 70歳以上 | | |

問2 あなたの性別に当てはまる番号を○で囲んでください。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問3 あなたの居住地に当てはまる番号を○で囲んでください。

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| 1. 鳥取市 | 2. 米子市 | 3. 倉吉市 | 4. 境港市 | 5. 岩美町 |
| 6. 八頭町 | 7. 若桜町 | 8. 智頭町 | 9. 湯梨浜町 | 10. 三朝町 |
| 11. 北栄町 | 12. 琴浦町 | 13. 南部町 | 14. 伯耆町 | 15. 日吉津村 |
| 16. 大山町 | 17. 日南町 | 18. 日野町 | 19. 江府町 | |

問4 あなたの職業に当てはまる番号を○で囲んでください。

- | | | |
|----------------|----------------------|-----------|
| 1. 自営業（農業等を含む） | 2. 会社員（公務員、団体職員等を含む） | |
| 3. 主婦 | 4. 学生・生徒 | 5. その他（ ） |

問5 あなたは美術や美術館にどの程度関心がありますか。当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 非常に関心がある。
2. 多少関心がある。
3. あまり関心がない。
4. 殆ど関心がない。

問6 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会では、新しく整備する美術館の必要性については、次のように考えておられます。

あなたは、この考え方は適切だと思われませんか。当てはまる番号を○で囲んでください。

【必要性】人口減少の時代に地域を再生・発展させるためには、その地域固有の自然風土や歴史文化を守り、さらに磨いていくことが欠かせません。なかでも美術は、継承・発信・交流等の取組により県民の創造性や地域の魅力を向上させるもので、その拠点となる美術館は早急に整備すべき社会インフラです。

→ 詳細については、別添資料2を参照してください。

1. 適切である。
2. 概ね適切だが、更に留意すべき（修正・追加・削除すべき）点がある。
⇒それはどんな点で、どのように修正等すべきだとお考えですか。
()
3. 適切でない。
⇒理由をお聞かせください。()
4. わからない。

問7 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会では、新しく整備する美術館は、次のような目的と機能を持つものにすべきだと考えておられます。

あなたは、この考え方は適切だと思われませんか。当てはまる番号を○で囲んでください。(問

【目的】「鳥取県にゆかりのある美術の蓄積・継承」と「国内外の優れた美術を鑑賞・学習する機会を提供」を目的として、県民の文化的な創造性を育み、地域の文化的な魅力を高め、県内外から多くの人を引き付け、新たな交流と発展の核となることを目指します。

【機能】美術館としての基本的な機能（優れた美術品等の収集保存・展示紹介・調査研究・美術の教育普及）のほか、地域・県民との協働・連携を促進する機能（美術を通じた交流の場、県民の作品発表の場の提供など）も果たす。

→ 詳細については、別添資料3を参照してください。

1. 適切である。
2. 概ね適切だが、更に留意すべき（修正・追加・削除すべき）点がある。
⇒それはどんな点で、どのように修正等すべきだとお考えですか。
()
3. 適切でない。
⇒理由をお聞かせください。
()
4. わからない。

問8 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会では、問7に示した目的及び機能を実現するためには、次のような施設設備（ハード）や事業活動（ソフト）が必要だと考えておられます。

あなたは、これについてどのように思われますか。当てはまる番号を○で囲んでください。
 【施設設備】十分な広さの収蔵庫や企画展示室、ジャンル別の常設展示室、研究室、講堂、ワークショップルーム、県民ギャラリー、レストラン等が必要です。（延床面積9千～12千㎡、建設工事費60～100億円が必要です。）

【事業活動】収集した美術品を分野別に紹介する常設展示を行うとともに、国内外の著名な美術家の作品展や集客力のあるポップカルチャー系の展覧会、各種のイベント等を開催し、美術と触れ合う機会を増やします。（年間に10～20万人の人に利用してもらうため、年間運営費は3～4億円必要です。）

→ 詳細については、別添資料4を参照してください。

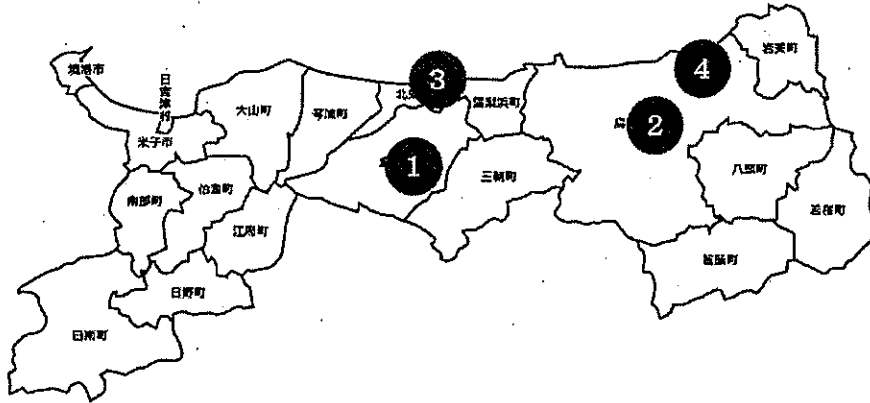
1. 適切である。
2. 概ね適切だが、更に留意すべき（修正・追加・削除すべき）点がある。
 ⇒それはどんな点で、どのように修正等すべきだとお考えですか。
 ()
3. 適切でない。
 ⇒理由をお聞かせください。
 ()
4. わからない。

問9 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会では、次の4つの候補地の中から建設地を選定しようとしておられます。これらの候補地のうち、あなたが新美術館の建設地として最も適切だと思われるのはどこですか。当てはまる番号を○で囲んでください。

	候補地	専門委員（※）から評価された点	評価されなかった点
1	倉吉市宮ラグビー場（倉吉未来中心の隣）	県の中央部で県内各地から訪れやすい。中心市街地にあり、周辺の道路事情も良好で、バス便が多い。倉吉未来中心や市立図書館に隣接し、駐車場が広くとれる。	倉吉駅から約3km離れている。天神川浸水想定1～2m。
2	鳥取市役所跡地（鳥取赤十字病院の隣）	中心市街地の一角。JR鳥取駅から徒歩圏内で、バスの便も良く、とりぎん文化会館やわらべ館、図書館等にも近い。	土壌にヒ素が含まれており、処理に費用がかかる。市庁舎の速やかな移転新築が美術館建設の前提。市庁舎解体や文化財調査で着工が遅れる恐れがある。千代川浸水想定1～2m。
3	旧鳥取県運転免許試験場跡地（北栄町。コナン大橋北側）	近くに青山剛昌ふるさと館、道の駅大栄などがある。車でのアクセスは良い。公共交通機関については、倉吉駅からのバスと由良駅のJRを合わせれば、概ね20分おきに運行。	バス路線の運行数がやや少ない。県民が日頃の買い物等で利用する大型施設がなく、買物客の誘導は困難。青山剛昌ふるさと館と美術館では客層が異なり、相乗効果は期待薄。塩害対策が必要。
4	鳥取砂丘西側一帯（砂丘子どもの国の隣）	全国発信可能な観光地への立地。眺望がよく、バス路線は一定の間隔で運行しており、砂丘子どもの国や砂の美術館などと連携しやすい。	国立公園内のため、建物の大きさが制限され、分棟化、地下化等が必要で費用がかかる。敷地に高低差があり、バリアフリー化が難しい。飛砂、塩害対策が必要。
5	わからない		

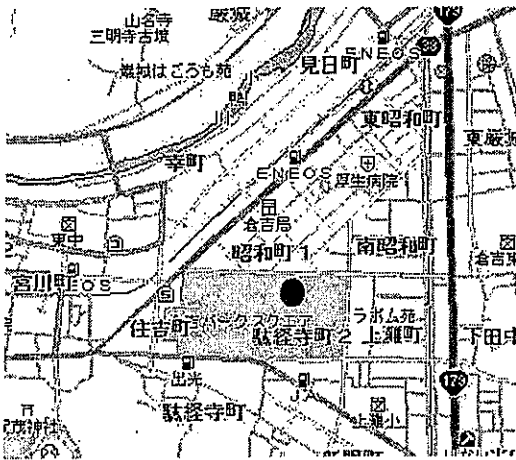
※問7に示したような目的、機能等を有する美術館は、「様々な人が気楽に訪れることができる」「地域づくり・まちづくりと連携し易い」「必要な機能の確保・施設整備が極力安価で可能」といった立地条件を満たす必要があると考え、県内各市町村からそうした条件に合う候補地を推薦してもらい、それを各分野の専門家（鳥取県立美術館候補地評価等専門委員）に評価していただいた結果、最も条件に適合していると判断されたのが上記の4カ所です。

【適していると評価された4箇所の候補地の位置】



●印が候補地です。

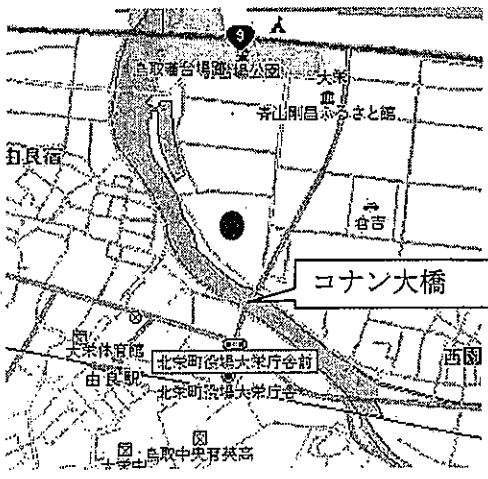
①倉吉市営ラグビー場（倉吉市）



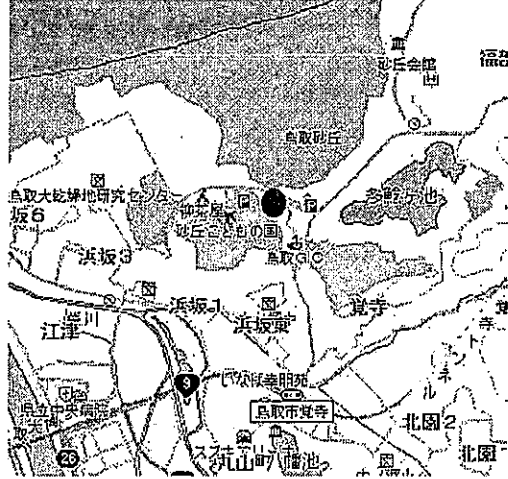
②鳥取市役所跡地（鳥取市）



③旧鳥取県運転免許試験場跡地（北栄町）



④鳥取砂丘西側一帯（鳥取市）

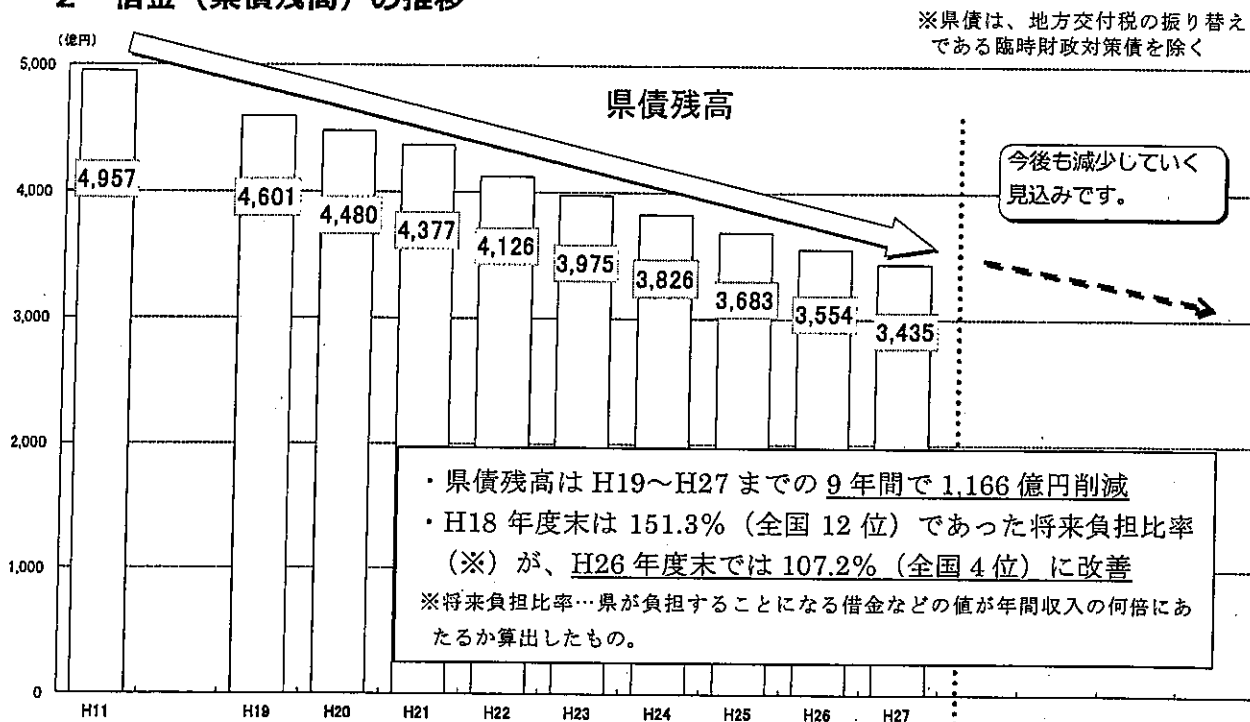


資料1 美術館整備に伴う県財政への影響

1 県予算の規模

平成28年度当初予算 3,491億円

2 借金（県債残高）の推移



※前の整備計画が検討されていた平成11年当時と財政状況を比較すると、県債残高1,522億円削減、公債費（単年度の償還）86億円減少。

3 美術館を建設した場合（基幹の場合）の将来的な影響額

年間負担額 8億円～10億円程度

- ・ 建設費の償還元金及び利子 年間4.2～6.4億円程度

※試算条件：建設費70～100億円、償還期間20年、直近の借入利率で試算

- ・ 運営費 年間4億円程度（利用料収入を除いた年間運営費3.6億円程度）

※現在の博物館美術部門の運営費は2.4億円であり、また、入館料収入等が0.3億円増加すると見込まれるため、現状からの負担額の増加は1.2億円程度と見込まれます。

（参考：他の県立集客施設との比較）

	総工費	年間運営費
県民文化会館	129億円	3.2億円 (2.4億円)
倉吉未来中心	119億円	2.2億円 (1.8億円)
とっとり花回廊	182億円	8.7億円 (3.6億円)

※（ ）内は、利用料収入を除いた額

資料2 美術館の必要性

我が国が人口減少時代へ移行する中であって、地方は、少子・高齢化の進展に伴う人口や活力の減少に悩まされ続けている。そうした状況に対し最近では、各地域に固有の自然風土や歴史文化を再評価し、独自の貴重なものとして内外に発信して地域再生に成功する事例が増えてきている。

これは、それらが地域社会のあり様を規定しつつ住民の心のより所となって、そのアイデンティティと密接に結び付いているからである。単純な右肩上がり成長の時代が終わり、価値観の変化・多様化が進む中で地域を再生し持続的に発展させていくためには、その中核として、これら地域の個性の源を維持・強化することが重要になる。

それにもかかわらず鳥取県の自然、歴史、文化の精華を蓄積・伝播する基幹施設たる県博は、県民の宝とも言うべき保存資料を次世代に引き継ぐことさえ困難になっている。この状況を抜本的に改善する最良の方策が、前記のとおり新たに美術館を整備し、現施設を自然・歴史博物館に改修することである以上、その推進は急務である。

そうした状況を踏まえれば、前章の2で述べたような方向を目指しつつ、次のとおり、鳥取県の美術遺産をきちんと次代に引き継ぐ一方で、県民が内外の優れた美術に触れる機会を増やして県外との交流を広げ、県民の文化的創造性と鳥取県の文化的な魅力を向上させる、人口減少時代における鳥取県創生の拠点として、県立美術館を早急に整備する必要がある。

(1) 鳥取県の美術の継承と発信

文化の精華である美術作品は、それが創作された場所と時代の、文化はもちろん自然や歴史、伝統、風俗等を色濃く反映し、今に伝える歴史遺産でもある。鳥取県に関わるこうした遺産を次代に確実に引き継いでいくことは、県民の義務であると同時に、前述のとおり県下各地域を再生・発展させていく上でも極めて重要である。鳥取県にゆかりのある美術の蓄積・継承を推進することより、鳥取県のアイデンティティを確立し、地域の個性を内外に発信していかなければならない。

そのようにして鳥取県の創生を図っていくためには、県下各地域で行われる同旨の取組と連携し、一緒になって芸術文化を振興していく必要がある。県内には、最早個々の市町村や地域社会では支えきれないほど深刻な文化状況にある地域もある。これらを広域的に補完し再生・発展させていくことは、鳥取県の文化基盤を強化し、文化的魅力を高める上で非常に重要であり、その中核となる県立美術館は欠かせない社会インフラの一つである。

(2) 内外の美術との接触と交流

ただ、そのようにして過去の文化遺産を維持・発展させていくだけでは、グローバル化が進み、様々な価値観がせめぎ合う情報社会の中で、地域の文化的魅力を高めるのには不十分である。多彩な文化、優れた美術に触れることで、その素晴らしさを理解し受容する広い視野や柔軟な精神、新たな文化を創造し得る豊かな心を県民が培い、社会の文化的感性を向上させることができるようにしなければならない。

県民に、国内外の多彩な美術に触れる機会を提供し、それを生み出した様々な人や地域との交流を通じて、未来へと繋がる新たな創造を促す拠点を早急に整備する必要がある。これを核として、多様な文化があふれ心豊かに暮らせる地域を創り上げ、鳥取県の創生を図っていくのである。

(3) 県民の創造性と鳥取県の魅力の向上

美術作品は、それを創作した者にとっては自らの創造力の発露であるが、鑑賞する者に対しても、感動を与えて精神を活性化し、新しいものを創り出させる力を持っている。これまで脈々と培われてきたそうした力を次代に伝え、未来を拓く新たな力へと昇華させて、県民の文化的創造性を高めていかなければならない。

そのためには、より多くの人々に文化の精華たる美術をもっと気楽に楽しんでもらえる場が必要であり、特に、次代を担う子どもたちが本物の美術と出会い、魂を揺さぶられて創造力を育むことができる空間は、是が非でも確保すべきである。

そこで幼い頃から美術に親しみ、高い芸術的感性を培った人々は、将来にわたって鳥取県の美術文化を支え、魅力を高めるのに貢献する人材へと成長していく。そんな風にして県民と協働し、県民に自分達の施設として支えて貰えるような美術館を、鳥取県は創り上げていかなければならない。

資料3 美術館の目的と機能

1 美術館の目的

そうした認識に基づき、新たに整備される美術館を「人口減少時代における鳥取県創生の拠点」とするためには、次のような目的意識をもって、これを整備・運営していく必要がある。

- (1) 鳥取県にゆかりのある美術の蓄積・継承に努めるとともに、国内外の優れた美術を鑑賞・学習する機会を提供する。
- (2) 県民に、鳥取県の文化的個性を確認しつつ、多彩で良質な美術に親しんでもらうことにより、文化的な独創性・創造性を育む。
- (3) 鳥取県の文化的な個性や魅力を高め、様々な芸術、文化があふれ心豊かに暮らせる地域を創り上げる。
- (4) 美術を介して県内外の多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

2 美術館のあり方(イメージ)

そのような目的の下に整備・運営される美術館の在り方は、イメージとしては次のようなものとなる。

- (1) 鳥取県立博物館の美術部門の活動や成果を引き継ぎ、美術に関する収集保管、展示、調査研究、教育普及など美術館としての基本的な活動を県民ニーズに即した形で展開することで、県民が美術の素晴らしさを体感することができる社会教育施設。
- (2) 大人だけでなく子ども達も、美術の愛好者だけでなく一般の方も、様々な人々が気軽に訪れ美術を介して交流し、色々な団体や機関、個人が結集して主体的に参画・協働する、あらゆる者に開かれた空間。
- (3) 美術をめぐる県内外の多様な交流の結節点となることで、多彩な美術に触れて創造性を高める機会を県民に提供しつつ、鳥取県の文化的な個性や魅力を全国・世界へと発信して多くの人を引き付ける、新たな可能性にあふれた賑わいの拠点。



鳥取県の美術文化の発展基盤を確保しつつ、他者との対話と連携を基調として従来の空間的・人的・システムの枠組みから大胆に踏み出し、多くの県民の心へ、地域の様々な活動へ、県外との大切な交流の渦へと飛び込んで、次代に向けて新たな文化的地平を拓く美術館

3 必要な機能

新たに整備される美術館を、前章で整理した考え方に沿ったものとするためには、次のような機能を備えた施設とする必要がある。

(1) 収集保管

ア 鳥取県にゆかりのあるものを中心に、優れた美術作品や貴重な関係資料を、国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的に収集し、そのコレクションを継続的に充実させていくことができる機能。

イ 収集した美術作品等に関する情報を適切に記録・管理し、随時調査研究等に活用・提供する機能。

ウ 収集した美術作品等を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害等に対しても安全な環境の下で適切に保存、管理し、必要に応じて修復等も行うことができる機能。

(2) 展示

ア 収集した美術作品をなるべく多く県民に鑑賞してもらうため、主要な作家や作品は常に紹介・展示することができる機能。

イ 県民の多様な関心や興味に応えつつ、時代の潮流や美術の動向に即して、大型作品も含め、国内外の優れた美術品を紹介するための特別展示を適切な展示環境の下で行うことができる機能。

ウ 年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親しんでもらえるような展示を行うことができる機能。

(3) 調査研究

ア 収集した美術作品とそれに関する資料についての調査研究や、美術館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行うことができる機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等することができる機能。

イ 調査研究の成果を反映した展覧会を開催し、あるいはその成果を取りまとめた紀要を発行して、成果を県民等に還元することができる機能。

(4) 教育普及

ア 多様な県民ニーズに応えつつ、美術に関し、より個別的な学習や体験をする機会（体験講座、ワークショップ、ギャラリートーク、講演会等）を県民に提供するため、様々な手法、資料、設備等を活用することができる機能。

イ 年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できるプログラムを提供することができる機能。

ウ 学芸員等を学校や公民館等に派遣し、上記のようなプログラムを児童・生徒や地域住民等に対しても実施することができる機能。

エ 美術館から離れた地域に対しては上記のほか、貸出し等により、美術館の作品や資料に触れる機会を提供することができる機能。

(5) 地域・県民との連携・協働

ア 美術に関する県民の自発的な学習を支援するため、学芸員等が専門的な指導・助言を行うとともに、必要に応じて資料や図書の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能。

イ 県内の他の美術館や大学、企業や団体、NPOなどと協力・連携して文化的に豊かな地域づくりを進めるために、学芸員等の指導・助言、イベントの開催、その他様々な連携事業を推進することができる機能。

ウ 県民の主体的な作品制作、作品発表を支援するために、必要な展示会場を提供することができる機能。

エ 美術館に滞在して作品を制作する県内外の作家と交流する機会を県民に提供する機能。

資料4 施設設備と事業活動

1 施設設備と建築工事費

室名	規模		考え方
	基本案	圧縮案	
収蔵庫・収蔵庫前室、一時保管庫、準備室	1,850	1,480	(基本案) 現在の収蔵品と今後10年後の増加数を見込んだ規模を想定する。 (圧縮案) 収蔵庫を部分的に2層化にすることを想定し案1の80%の規模とする。
搬出入口・トラックヤード	300	300	(両案) 他館の同種設備と同程度
燻蒸室、撮影室、修復室	130	130	
収集保管関係小計	2,280	1,910	
常設展示室 (5部門: 日本画、洋画、彫刻、工芸、写真)	1,250	1,000	(基本案) 250㎡×5部門 (圧縮案) 展示替え毎に各部門の面積を調整することを想定し案1より縮小する。
企画展示室	1,000	1,000	(両案) 現在の博物館と同程度
展示設備保管庫	200	200	(両案) 他館の同種設備と同程度
展示関係小計	2,450	2,200	
研究室、研究用図書室、研究作業室、研究資料倉庫	330	330	(両案) 他館の同種設備と同程度
調査研究関係小計	330	330	
ホール (シアタールーム)	100	100	(両案) 現在の講堂 (250席) の1/2程度
図書・情報コーナー	100	50	(基本案) 他館の同種設備と同程度 (圧縮案) 隣接する図書館と連携することを想定し、案1より縮小する。
ワークショップルーム (一般向け創作室)	150	150	(両案) 他館の同種設備と同程度
キッズルーム、ボランティア室、レクチャールーム	200	200	(両案) 他館の同種設備と同程度
教育普及関係小計	550	500	
県民ギャラリー	800	0	(基本案) 他館の同種設備と同程度 (圧縮案) 市が美術館内に市民ギャラリーとして合築整備し県施設としては整備しないと想定する。
スタジオ	200	100	(基本案) 他館の同種設備と同程度 (圧縮案) ワorkshopルームの兼用を想定して案1より縮小する。
地域・県民との	1,000	100	

連携・協働関係小計			
レストラン、ミュージアムショップ、館長室、事務室、応接室、会議室	490	490	(両案) 現在と同程度等とする。
エントランス、受付、監視員控室、更衣室、ロッカールーム、トイレ、倉庫	3,670	2,860	(両案) 全体面積×30% (美術館施設標準占有率)
機械室、管理室	1,470	1,140	(両案) 全体面積×12%程度 (美術館施設標準占有率)
その他小計	5,630	4,490	
合計	12,240	9,530	

建築工事費試算額 (税込)	86億 7千4百万 円	67億 5千3百万 円
---------------	-------------------	-------------------

2 事業活動

(1) 収集・保管関係 (収蔵庫を活用)

ア 本県にゆかりのある美術作品の収集

鳥取県にゆかりのある作品を中心に、国内外の優れた美術作品や貴重な関係資料を体系的、計画的に収集し、そのコレクションを継続的に充実させていく。

イ 本県にゆかりのある美術作品の保管

収集した美術作品を適切、安全な環境の下で保存・管理。

(2) 常設展示関係

ア 収蔵作品のジャンル別展示 (常設展示室を活用)

- ・収蔵作品については、ジャンル別(日本画、洋画、彫刻、工芸、写真)に専用の常設展示室を設けて展示し、本県ゆかりの主要作家の代表作が常時鑑賞できるようにする。
- ・自然光のもとでの作品展示や、タブレット端末、スマートフォンを利用して写真、解説文を併せて視聴できる音声ガイドなど新しい展示や解説の工夫を取り入れ、作品の魅力を鑑賞者に分かり易い形でより深く伝える。

イ オープンスペース等での展示

- ・美術館の外にも作品に触れることができる親しみやすい空間を創出するため、野外にも彫刻作品や参加型の作品を配置。

(例：十和田市現代美術館、金沢 21 世紀美術館、香川県直島の現代美術施設)

- ・鳥取県立美術館以外では鑑賞、体験できない作品や空間を創出するため、館内のフリーゾーンに現代美術作家によるコミッションワーク(注文による作品)を展示。

(例：豊田市美術館、青森県立美術館)

(3) 企画展示関係 (企画展示室を活用)

ア 国内外の著名作家の展覧会の充実 (年3～4回程度)

鳥取にいながら国内外の名画・名品を鑑賞できる展覧会を開催し、県民に世界・日本とつながることのできる鑑賞機会を提供。

イ 鳥取県ゆかりの作家の展覧会の充実（年1～2回程度）

鳥取県ゆかりの作家の展覧会を開催し、鳥取県の文化的個性を確認しながら、本県ゆかりの多彩で良質な美術に親しむことができる鑑賞機会を提供。

ウ 各種ポップカルチャーの展覧会等の開催（年1回程度）

「まんが王国」を謳う本県の特性を活かし、若者を中心に人気がある漫画、アニメなどのポップカルチャーに関する展覧会を開催し、新たな来館者を掘り起こして、様々な人が気軽に親しむことができる施設とする。

エ 館外施設を活用した展開

館外施設（借り上げた空き屋等を含む）と連携し、これをサテライト的に活用して現代美術系の企画展の支会場としたり、その施設特性や立地環境に即した特別展を開催する。

（4）教育普及関係（館内）

ア ワークショップ等の充実（ワークショップルームを活用）

様々な使用形態に対応可能なワークショップルームを活用して、幅広い来館者を対象に、美術に関する学習講座や体験教室を開催する。

イ ファミリープログラム（親子ミュージアム等）

親子で参加できるプログラムを用意し、家族ぐるみで美術を鑑賞する機会を提供。

ウ 子どもミュージアム

春・夏・冬休み等に開催する企画展に併せて、休館日を利用した「子どもミュージアム」を開催し、幼い頃から芸術文化に親しむ機会を提供。

エ 県内児童の学校行事での来館促進

小学校と連携して、県内の小学生（3年生又は4年生）全てが年に1回はクラスで美術館を訪れるようにする。

（5）教育普及関係（館外）

ア 移動美術館の拡充

美術品が展示可能な市町村営施設等を会場として、収蔵作品を展示・紹介する「移動美術館」の取組みを拡充する。その会場は、美術館から遠い地域を優先的に選ぶこととし、展示環境によっては、陶芸や彫刻等の温湿度変化に比較的強い作品を中心に、一部レプリカやデジタル資料を織り交ぜた展示とするなど柔軟に対応する。

イ その他のアウトリーチ活動の拡充

県下各地の学校や公民館等を会場に、収蔵作品に関するレクチャーやさまざまな創作活動の支援を学芸員が行ったり、県内外のアーティスト等を招いてワークショップやパフォーマンスイベント等を開催したり、映像作品の上映（シアタープログラム）を行うことなどにより、児童・生徒や県民がより身近な場所でアートと触れ合えるようにする。

（6）調査研究

ア 収集資料の活用（研究用の図書室、作業室、資材倉庫を活用）

収集した作品や資料の調査研究を行い、必要があれば館外の研究者等との共同調査も実施。

イ 各種データベースの提供

収集した作品・資料に関するデータベースを構築し、館外の研究者等に情報を提供。

(7) 地域・県民との連携・協力関係

ア 県民の創作発表等の機会の提供（県民ギャラリーを活用）

県民ギャラリーを県民の創作発表等の場として積極的に活用してもらう。

イ ボランティアスタッフの活動拠点化（ボランティア室を活用）

県内の美術サークル等との連携を強化し、ボランティアスタッフとして美術館の活動を支えてもらうとともに、ボランティア室を彼らの活動拠点として提供。

ウ アート系フリーマーケット等の開催

エントランスホールや野外オープンスペース等で美術系古本市、アート系フリーマーケット等を開催。

エ 絵画教室等の開催（ワークショップルーム 150 m²、スタジオ 200 m²を活用）

美術サークルやNPO団体などに絵画教室、陶芸講座等を開催してもらう。

オ 絵本の読み聞かせ会の開催（キッズルーム 100 m²等を活用）

美術家が制作に関わった絵本等の読み聞かせ会を開催。

カ アーティスト・イン・レジデンス（スタジオ 200 m²を活用）

国内外から作家を招き、専用のスタジオで制作・発表を行うとともに、県民との交流の機会も設ける。

3 利用見込み

(1) 常設展示関係

内容	平成 26 実績	利用見込み		考え方
		基本案	圧縮案	
① 室内展示（常設展示室）	31,910 (注1)	45,000	33,000	(基本案) 平成 23~26 実績× 約 1.5 倍 (圧縮案) 平成 23~26 実績× 約 1.1 倍
② (新規取組) 屋外展示（オープンスペース）	0 (注2)	20,000	0	(基本案) 400 人/週×50 週 (圧縮案) 運営費試算に関係ない のでカウントしない。
合計	31,910	65,000	33,000	(参考: 当館の平成 23~26 の 入館者数 30000 人)

注 1: 3 分野（自然・人文・美術）全体の実績

注 2: 現状ではカウントしていない

(2) 企画展示関連

内容	平成 26 実績	利用見込み		考え方
		基本案	圧縮案	
① 国内外の著名作家の展覧会	4,044	36,000	19,800	(基本案) 平成 23~26 実績× 約 1.5 倍×4 回 (圧縮案) 平成 23~26 実績× 約 1.1 倍×3 回
② 鳥取ゆかりの作家の展覧会	4,633	10,500	3,300	(基本案) 平成 23~26 実績× 約 1.5 倍×2 回 (圧縮案) 平成 23~26 実績× 約 1.1 倍×1 回
③ (新規取組) ポップカルチャーの展覧会	0	22,500	16,500	(基本案) 平成 16・大水木しげる展×約 1.5 倍×1 回 (圧縮案) 平成 16・大水木しげる展×1.1 倍×1 回

合計	8,677	69,000	39,600	(参考:当館の平成24~26の平均入館者数 約12000人)
----	-------	--------	--------	--------------------------------

(3) 教育普及関連

内容	平成26実績	利用見込み		考え方
		基本案	圧縮案	
① 館内でのワークショップ(週1回)	1,895	2,400	1,760	(基本案)平成23~26実績×約1.5倍 (圧縮案)平成23~26実績×約1.1倍
② 館外でのワークショップ、移動美術館	763	2,100	1,540	(基本案)平成23~26実績×約1.5倍 (圧縮案)平成23~26実績×約1.1倍
③ (新規取組)ファミリー・プログラム	0	3,000	3,000	(両案)60人/週×50週
④ (新規取組)こどもミュージアム	0	600	600	(両案)200人×3回
⑤ (新規取組)県内児童の学校行事での来館	0	5,000	5,000	(両案)県内の小学3年生全員(約5000人)
合計	2,658	13,100	11,900	(参考:当館の平成23~26の参加者数 約3000人)

(4) 調査研究関連

内容	平成26実績	利用見込み		考え方
		基本案	圧縮案	
① 研究相談	100	150	130	(基本案)通常平均者数×約1.5倍 (圧縮案)通常平均者数×約1.1倍
② (新規取組)収集資料の活用	0	200	200	(両案)4人/週×50週
③ (新規取組)各種データベースの提供	0	500	500	(両案)10人/週×50週
合計	100	850	830	

(5) 県民との連携関連

内容	平成26実績	利用見込み		考え方
		基本案	圧縮案	
① 企画展示室(県民ギャラリー)貸館	14,193	46,000	0	(基本案)平成23~26実績の約2倍 (圧縮案)他施設としてカウントしない
② 会議室・講堂等貸館	1,541	2,250	1,650	(基本案)平成23~26実績×約1.5倍 (圧縮案)平成23~26実績×約1.1倍
③ (新規取組)ボランティアスタッフの活動拠点化	0	3,000	3,000	(両案)60人/週×50週
④ (新規取組)アートマーケット等	0	2,000	2,000	(両案)500人×年4回程度
⑤ (新規取組)絵画教室等	0	3,000	3,000	(両案)60人/週×50週
⑥ (新規取組)絵本の読み聞かせ会	0	240	240	(両案)20人×年12回程度
合計	15,734	56,490	9,890	(参考:当館の平成23~26の入館者数 約25000人)

総計	59,079	204,440	95,220
----	--------	---------	--------

4 年間運営費

《収入》

単位：千円

項目	現状(H26)		基本案	圧縮案	考え方
	県博全体	うち美術部門			
入館料収入	6,574	4,007	28,000	16,344	(基本案) 利用者 20 万人で推計 (圧縮案) 利用者 10 万人で推計
展示室使用料収入	699	699	7,000	0	(基本案) 県民ギャラリー使用料を推計 (圧縮案) 県民ギャラリーを想定しない
協賛金・雑入等	2,221	2,221	3,000	3,000	(両案) 現状並み
一般財源	413,182	210,307	327,000	283,240	
美術品取得基金	24,172	24,172	25,000	25,000	(両案) 現状並み
計	446,848	241,406	390,000	327,674	

《支出》

単位：千円

項目	現状(H26)		基本案	圧縮案	考え方
	県博全体	うち美術部門			
職員人件費	176,470	59,104	89,000	89,000	(両案) 現状人員+4名増
施設管理費	88,654	88,654	113,000	85,548	(基本案) @9,200円/㎡(現博物館運営費)×12,240㎡(延床面積) (圧縮案) @9,200円/㎡(現博物館運営費)×9,190㎡(延床面積)
企画展覧会運営費	76,094	45,676	107,000	76,126	(基本案) 企画展覧会開催数現状3回→7回 (圧縮案) 企画展覧会開催数現状3回→5回
常設展示運営費	16,168	8,000	20,000	16,000	(基本案) 500㎡(現博物館展示室)→1,250㎡ (圧縮案) 500㎡(現博物館展示室)→1,000㎡
教育普及事業	7,757	3,800	21,000	21,000	(両案) 県内児童の来館へのバス支援等
調査研究事業	57,533	12,000	15,000	15,000	(両案) 美術担当職員増加に伴う増
美術品購入費	24,172	24,172	25,000	25,000	(両案) 現状並み
計	446,848	241,406	390,000	327,674	

*収入、支出とも山陰海岸学習館を除く決算額である。

企画展「日本におけるキュビスムーピカソ・インパクト」の開催について

平成28年9月15日
博 物 館

企画展「日本におけるキュビスムーピカソ・インパクト」を下記のとおり開催します。

1 趣 旨

1907年頃にパリに発生し、パブロ・ピカソとジョルジュ・ブラックによって主導されたキュビスムは後世に大きな影響を与えました。

1910年代から20年代にかけてキュビスムは日本へと伝えられました。パリに留学していた東郷青児とうこうせいじや黒田重太郎くろだじゅうたろう、独自にキュビスムを消化した坂田一男さかたかずお、通常キュビスムとは結びつけられない前田寛治や古賀春江の類似した作品が、この運動の広がりを示しています。しかしフォーヴィスムやシュルレアリスムといった同じ時代の他の動向と比べると、多くの画家は束の間キュビスムの実験に手を染めた後、そこから足早に立ち去ったように思えます。

ひとたび姿を消したキュビスムの影響は意外な場所で復活します。契機となったのは1951年に東京と大阪で開かれたピカソの展覧会でした。1950年代前半、日本の美術界にピカソは大きな衝撃を与え、その影響は洋画のみならず、日本画から彫刻、工芸といった広いジャンルに及びました。多くの作家がキュビスムの手法を取り入れながら、様々な主題の作品を制作しました。

この展覧会は、キュビスムが二度にわたって別々の文脈で日本の作家たちに受容されたという仮説に基づいて組み立てられています。世界的に見てもきわめて異例なこのような状況をピカソとブラックの作品、そしてそれらに触発された日本の作家たちの作品、約150点によって検証します。

- 2 会 期 平成28年10月1日(土)～11月13日(日) ※休館日:10月24日(月)
- 3 会 場 鳥取県立博物館 2階 第1・第2特別展示室
- 4 主 催 鳥取県立博物館、読売新聞社、美術館連絡協議会
- 5 協 賛 ライオン、大日本印刷、損保ジャパン日本興亜、モリックスジャパン、三和商事、吉備総合電設
- 6 協賛協力 日本通運
- 7 観 覧 料 一般/800円(20名以上の団体・前売/600円) ※大学生以下、70才以上、学校教育活動の引率者、並びに障がい者、要介護者及びそれらの介護者は無料。
- 8 展示内容 パブロ・ピカソのほか、キュビスムの影響を受けた日本人の絵画や彫刻、工芸など、約150点を展示。

9 関連事業

- (1) ギャラリートーク(本展担当学芸員による展示解説)
期日:10月1日(土)、11月12日(土) 時間:14:00～15:00
会場:展示会場 定員:なし(要観覧料)
- (2) アートセミナー「1950年代のキュビスム」
講師:尾崎信一郎おさきしんいちろう(当館副館長) 会場:当館2階講堂
日時:11月5日(土)14:00～15:30 定員:先着250名(申込不要・聴講無料)
- (3) 特別講演会「日本はキュビスムに何を見たのか?—キュビスムと日本」
講師:天野一夫氏あまのかずお(美術評論家) 会場:当館2階講堂
日時:10月8日(土)14:00～15:30 定員:先着250名(申込不要・聴講無料)
- (4) 特別講演会「日本はキュビスムに何を見たのか?—キュビスムと日本」
講師:大島徹也氏おおしまてつや(広島大学大学院准教授) 会場:当館2階講堂
日時:10月15日(土)14:00～15:30 定員:先着250名(申込不要・聴講無料)

企画展「大◎荒神展」の開催について

平成28年9月15日
博 物 館

企画展「大荒神展」を下記のとおり開催します。

1 概 要

荒神とは、一般的に「三宝荒神」の略でさんぼうこうじんの神と言われるが、西日本では屋敷神やしきがみで、同族で祀られることが多い神様です。

出雲（島根県東部）から伯耆（鳥取県中西部）にかけて、荒神にその年の収穫を感謝する行事が濃密に分布しており、毎年収穫後の11月から12月を中心とする時期に行われます。巨大なわらへび藁蛇と大量の幣束へいそくを製作し、荒神を祀った樹木や石などに供えることを基調にしながら、多様な形態をもって伝承されています。

〈展示内容〉

- (1) 荒神とは
神崎神社荒神信仰資料など
- (2) 出雲の荒神祭
大元神楽の藁蛇など
- (3) 伯耆の荒神祭
富田織部筆 三宝荒神画像（伯耆町父原ちちぼら）、荒神講資料（伯耆町、南部町）、クチナワさん（米子市淀江町西原にしはら、南部町法勝寺ほつしようじ）など
- (4) 荒神神楽
衣装、写真
- (5) 映像展示
「伯耆の荒神祭」（文化庁制作）、「各地の荒神祭り」（当館制作）

2 会 期

平成28年10月15日（土）から同年11月6日（日）まで
（23日間 会期中：無休）

3 会 場

大山寺圓流院（鳥取県西伯郡大山町大山58）
※開館時間：午前9時30分～午後3時30分

4 主 催

鳥取県立博物館

5 関連事業

- (1) 講演会「山陰の荒神信仰」：坂田友宏氏さかたともひろ 10月23日（日）
- (2) 講演会「荒神と龍蛇の神楽」：中野秋鹿氏なかのあいが 10月30日（日）
- (3) 見学会「まるごと荒神神楽」：鳥取荒神神楽研究会神楽団、下蚊屋荒神神楽保存会みょうじんしゃ 明神社、比婆荒神神楽社中ひば 11月3日（木・祝）

6 入館料

圓流院参拝志納金（一般400円、小学生200円）が必要。

但し、学校活動で来館する小・中・高校生及びその引率者、並びに障がい者、要介護者及びそれらの介護者は無料。

平成28年度全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会において鳥取県勢が優秀な成績を収めた。

全国高等学校総合体育大会では、相撲競技の団体優勝をはじめ、鳥取県開催4競技すべてが上位入賞を果たすなど、平成に入ってから、平成25年度北部九州大会に次ぐ2番目に多い入賞数であった。

また、全国中学校体育大会では、飛込競技の優勝をはじめ、水泳、陸上競技において上位入賞を果たすなど、過去10年間で最高の入賞数であった。また、ホッケー、弓道においてもJOCの大会において中学生が優秀な成績を収めた。

ジュニア層の強化が進んでおり、鳥取県から東京オリンピックに出場する選手が出てくることを期待する。

1 平成28年度全国高等学校総合体育大会について

(1) 期 日 平成28年7月28日(木)から8月20日(土)まで

(2) 開催地 中国ブロック(鳥取県 岡山県 広島県 山口県 島根県)・和歌山県

(3) 主な成績(3位まで)※一覧は資料1

競技名	種目名	氏名	所属	順位
自転車競技	男子スクラッチ	河藤 相真	倉吉西	2位
	女子スクラッチ(公開競技)	菅原 朱音	倉吉総合産業	3位
ホッケー	女子	—	八頭	3位
ボクシング	男子フライ級	小川 達也	境港総合技術	3位
	女子ピン級(公開競技)	木下 鈴花	米子南	優勝
相撲	団体	—	鳥取城北	優勝
	個人	竹内 宏晟	鳥取城北	3位
弓道	女子団体	—	倉吉西	3位
水泳	女子高飛込	三上 紗也可	米子南	2位
	女子板飛込	三上 紗也可	米子南	優勝

2 平成28年度全国中学校体育大会について

(1) 期 日 平成28年8月17日(水)から8月25日(木)まで

(2) 開催地 北信越ブロック(長野県 新潟県 富山県 石川県 福井県)

(3) 主な成績(3位まで)※一覧は資料2

競技名	種目	氏名	所属	順位
水泳 (飛込)	女子3m飛板飛込	前田 花奈	米子市立福生中	2位
		安田 舞	米子市立弓ヶ浜中	3位
水泳 (競泳)	男子200m平泳ぎ	本田 航平	鳥大附属中	3位
	男子100m平泳ぎ	本田 航平	鳥大附属中	3位
陸上競技	男子110mハードル	市村 知弘	倉吉市立河北中	3位

3 その他中学生の全国大会(JOCジュニアオリンピック)※詳細は資料2

大会名	期 日	開催地	成 績
第46回全日本中学校 ホッケー選手権大会	8月20日~22日	秋田県	八頭町立八頭中学校 女子ホッケー部 準優勝
第13回全国中学生弓道大会	8月20日~21日	東京都	鳥取市立北中学校男子弓道部 3位
第39回全国夏季水泳競技大会 (飛込競技)	8月22日~25日	大阪府	米子市立弓ヶ浜中学校 安田 舞 飛板飛込 優勝 シンクロ3m飛板飛込 優勝 米子市立福生中学校 前田花菜 高飛込 2位 1m飛板飛込 2位

平成28年度全国高等学校総合体育大会について

- 1 期 間 平成28年7月28日(木)～8月20日(土)
 2 開催地 中国ブロック(鳥取県 岡山県 広島県 山口県 島根県)・和歌山県
 3 選手団 32競技に534名が参加
 4 入賞等の状況

競技名	種目名	氏名	所属	順位
自転車競技	男子スクラッチ	河藤 相真	倉吉西	2位
	男子ポイント・レース	伊藤 皓平	倉吉西	5位
	男子4km速度競走	小泉 雄持	倉吉総合産業	5位
	女子スクラッチ(公開競技)	菅原 朱音	倉吉総合産業	3位
	女子500mタイムトライアル(公開競技)	長石 悠里	倉吉西	7位
サッカー	男子	—	米子北	ベスト8
ホッケー	女子	—	八頭	3位
陸上競技	男子3000m障害	大森 太楽	鳥取城北	8位
ボクシング	男子フライ級	小川 達也	境港総合技術	3位
	女子ピン級(公開競技)	木下 鈴花	米子南	優勝
	女子フライ級(公開競技)	入江 聖奈	米子西	5位
柔道	男子100kg級	中原 翔大	倉吉北	5位
ボート	男子ダブルスカル	境 凌輔・多田 諒人	米子工業	7位
相撲	団体	—	鳥取城北	優勝
	個人	竹内 宏晟	鳥取城北	3位
	個人	アマルサナー	鳥取城北	5位
体操	男子種目別つり輪	松永 直也	智頭農林	8位
ウエイトリフティング	男子53kg級スナッチ	岡村 康広	米子工業	7位
	男子56kg級クリーン&ジャーク	木村 匠	岩美	8位
	男子56kg級スナッチ	木村 匠	岩美	8位
	男子56kg級トータル	木村 匠	岩美	8位
弓道	女子団体	—	倉吉西	3位
カヌー	女子スプリント・カヤックフォア(200m)	松下潔香・岩垣瑠渚・松田奈々・入江空	倉吉総合産業	8位
水泳	女子高飛込	三上 紗也可	米子南	2位
	女子板飛込	三上 紗也可	米子南	優勝

※参考(入賞等の種目数 年次比較)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
開催地	熊本	茨城	長崎	中国	千葉	近畿	佐賀	埼玉	奈良	沖縄	北東北	北信越	北部九州	南関東	近畿	中国
個人	12	10	5	7	7	12	8	12	5	8	6	10	21	17	10	19
団体	3	3	4	4	2	3	4	5	7	7	5	3	7	3	7	6

平成28年度全国中学校体育大会等の結果について

1 全国中学校体育大会

- (1) 期 間 平成28年8月17日(水)～8月25日(木)
 (2) 開催地 北信越ブロック(長野県 新潟県 富山県 石川県 福井県)
 (3) 選手団 8競技に選手80名が参加
 (4) 入賞状況

競技名	種 目	氏 名	所 属	順 位
水 泳	女 子 高 飛 込	前田 花奈	米子市立福生中学校	4 位
	女 子 3 m 飛 板 飛 込	前田 花奈	米子市立福生中学校	2 位
		安田 舞	米子市立弓ヶ浜中学校	3 位
	男 子 2 0 0 m 平 泳 ぎ	本田 航平	鳥大附属中学校	3 位
	男 子 1 0 0 m 平 泳 ぎ	本田 航平	鳥大附属中学校	3 位
陸上競技	女 子 8 0 0 m	岸本 百桃	鳥取市立西中学校	4 位
	女 子 2 0 0 m	吉田明香里	鳥取市立河原中学校	5 位
	女 子 2 0 0 m	尾崎 星	鳥取市立西中学校	7 位
	男 子 1 1 0 m ハードル	市村 知弘	倉吉市立河北中学校	3 位

※参考(全中の入賞種目数 年次比較)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
個人	4	3	6	4	2	1	2	0	1	4	3	3	4	4	4	9
団体	1	2	2	2	1	1	1	2	3	1	0	2	0	0	0	0

2 JOCジュニアオリンピックカップ第46回全日本中学校ホッケー選手権大会

- (1) 期間・開催地 平成28年8月20日～8月22日・秋田県羽後町
 (2) 学 校 名 八頭町立八頭中学校女子ホッケー部
 (3) 成 績 準優勝(男女各24校出場)

3 第13回全国中学生弓道大会JOCジュニアオリンピックカップ

- (1) 期間・開催地 平成28年8月20日～8月21日・東京都渋谷区
 (2) 学 校 名 鳥取市立北中学校男子弓道部
 (3) 成 績 3位

4 第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会(飛込競技)

- (1) 期間・開催 平成28年8月22日～8月25日・大阪府大阪市
 (2) 入賞者及び成績 弓ヶ浜中学校 安田 舞 14～15歳3m飛板飛込 優勝
 14～15歳高飛込 4位
 シンクロ3m飛板飛込 優勝
 福生中学校 前田花奈 12～13歳高飛込 2位
 12～13歳1m飛板飛込 2位